

審査事務の概要

[科 目] 審査事務の概要
[講義日時] 令和元年 7月30日 (火)
自 10:20 至 14:50
令和元年 7月31日 (水)
自 8:30 至 12:00
[講 師] 国税不服審判所
国税審判官 黒子 雅則

目 次

凡 例

第1編 総則.....	1
第1章 審査事務提要の目的	2
第2章 国税不服審判所の組織に関する法令等	3
第3章 審査事務運営の基本的な考え方	8
第4章 利害関係等事件への関与の禁止	9
第5章 審査事務処理手順の全体図	10
第6章 合議体及び法規・審査担当の役割等	10
第1節 合議体の役割等.....	10
第2節 法規・審査担当の役割等	16
第7章 審査請求の計画的な処理	21
第1節 標準審理期間.....	21
第2節 審理手続の計画的進行	22
第2編 各審査事務.....	23
第1章 各審査事務共通.....	24
第1節 原処分庁の意義.....	24
第2節 事件処理経過表の作成	25
第3節 裁決書の贈本を除く各種書類の送付先についての留意事項.....	27
第4節 形式審査.....	29
第5節 審査請求書の記載事項及び添付書類の審査並びに補正の方法.....	31
第6節 審理手続の併合・分離	34
第7節 併せ審理.....	37
第8節 審査請求と国税の徴収	38
第9節 請求人の地位の承継	41
第10節 代理人	44
第11節 総代	46
第12節 参加人	49
第13節 審査請求の取下げ	50
第14節 重要先例見込事件等	51
第15節 本部照会事件及び相互審査事件	57
第16節 情報共有事件	58
第17節 本部事件又は本部参加事件	60
第18節 調査及び審理の留保並びに解除	62
第2章 審査請求書の收受等	66
第1節 審査請求書等の收受	66
第2節 関係簿書の作成	69
第3節 審査請求書の收受の通知等	70
第4節 事件の移送に係る受け継ぎ等	72
第5節 所長への收受報告	74

第6節 担当部長審判官への事件の回付	74
第7節 支所が審査請求書を收受した場合等	74
第3章 形式審査担当者の指名等	77
第1節 形式審査担当者の指名	77
第2節 形式審査担当者の事務	78
第3節 答弁書要求	83
第4章 担当審判官等の指定等	85
第1節 担当審判官等の指定等	85
第2節 担当審判官等指定後の担当審判官及び分担者の事務	87
第3節 担当審判官等又は分担者の変更等	90
第4節 参加審判官の追加指定	92
第5章 担当審判官等による調査及び審理	93
第1節 担当審判官等による調査及び審理の基本的態度等	93
第2節 主張の整理及び争点の確定並びに主張書面の取扱い	95
第3節 審理関係人面談	101
第4節 審理の状況・予定表	104
第5節 同席主張説明	105
第6節 審理手続の計画的遂行	109
第7節 口頭意見陳述	113
第8節 審理関係人からの証拠書類等の提出	123
第9節 担当審判官による質問・検査等	125
第10節 証拠書類等及び帳簿書類等の保管・返還	135
第11節 審理関係人による物件の閲覧・写しの交付	137
第12節 審理手続の終結	146
第13節 審理手続の再開	150
第6章 議決	152
第1節 議決及び議決書等の作成	152
第2節 議決報告書兼裁決決議書の作成等及び議決報告	156
第7章 裁決等	159
第1節 裁決	159
第2節 裁決書の原本及び謄本の作成等	160
第3節 裁決書の謄本の送達	161
第4節 裁決書の謄本の送付	165
第8章 裁決に伴う措置等	166
第1節 裁決に伴う措置	166
第2節 裁決書の訂正	168
第3節 裁決後の事件に係る書類等について閲覧の求め等があった場合の措置	169
第4節 請求人又は参加人への裁決書の謄本の再交付	170
【参考1】事件区分とモデル処理期間	172
【参考2】関係法令等一覧	173

凡　例

この審査事務提要において使用する略称・略語及び意義等は、国税に関する法令に定めがある場合及びこの審査事務提要に別段の定めがある場合を除くほか、次に定めるところによる。

1 組織、機構等に関する略称・略語の意義

略称・略語	意　義
本部	国税不服審判所（国税不服審判所の支部を除く。）
支所	国税不服審判所事務分掌規則（昭和45年国税庁訓令特第4号）別表2に定める支所
本所	東京、大阪、名古屋、関東信越及び広島の各国税不服審判所（各國税不服審判所の支所を除く。）
総務係	管理課の総務係又は総務第一係若しくは総務第二係（国税不服審判所沖縄事務所にあっては管理担当）
会計係	管理課会計係（国税不服審判所沖縄事務所を除き会計係の置かれていらない支部にあっては総務係、国税不服審判所沖縄事務所にあっては管理担当）
管理係	管理課管理係（国税不服審判所沖縄事務所を除き管理係の置かれていらない支部にあっては総務係、国税不服審判所沖縄事務所にあっては管理担当）
合議体	担当審判官1名及び参加審判官2名以上の合議によって意思決定を行う機関
所長	首席国税審判官
部長審判官	部長審判官（東京国税不服審判所横浜支所並びに大阪国税不服審判所の京都支所及び神戸支所の各支所長を含む。また、国税不服審判所沖縄事務所にあっては所長が指名した国税審判官）
担当部長審判官	担当審判官の所属する部の部長審判官及び国税通則法第92条（審理手続を経ないでする却下裁決）の規定により審査請求を却下する場合の当該却下に関する事務を担当する国税審判官、国税副審判官又は国税審査官の所属する部の部長審判官
管理課長	管理課長（国税不服審判所沖縄事務所にあっては、所長又は所長が指名した者）
審判官	国税審判官
副審判官	国税副審判官
審査官	国税審査官
担当審判官等	担当審判官及び参加審判官
受託者	国税通則法第97条第2項（審理のための質問、検査等）の規定により、担当審判官の嘱託により同条第1項第1号又は第3号に掲げる

略称・略語	意 義
分担者	行為をする審判官、副審判官又は審査官 国税通則法第97条第2項《審理のための質問、検査等》の規定により担当審判官の命を受けて同条第1項第1号又は第3号に掲げる行為をするとともに、担当審判官の事務を補助する副審判官又は審査官で所長が指名する者
予定担当審判官	担当審判官として指定されることが予定される審判官
予定分担者	分担者とされることが予定される副審判官又は審査官
形式審査担当者	担当審判官の指定前において、審査請求が国税通則法第92条《審理手続を経ないでする却下裁決》の規定により却下する場合に該当するか否かを審査する予定担当審判官又は予定分担者で所長が指名する者
形式審査担当審判官	形式審査担当者である予定担当審判官
形式審査担当分担者	形式審査担当者である予定分担者

2 審査事務に関する略称・略語の意義

略称・略語	意 義
請求人	審査請求人
併せ審理	国税通則法第104条第2項又は第4項《併合審理等》の規定により、審査請求がされている更正決定等に、審査請求がされていない他の更正決定等を併せて審理し、又は審査請求がされている更正の請求に対する処分に、審査請求がされていない他の更正若しくは決定を併せて審理すること
一件書類	審査請求に係る事件について、国税不服審判所における調査及び審理のために必要な一切の書類（下記の「随時廃棄書類」を除く。）
一件書類つづり	一件書類を編てつする、又は編てつしたもの
書留郵便等	書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定められるもの
課税等要件	課税要件、徴収処分の要件、その他これらの手続上の適法要件
課税等要件事実	課税等要件に該当する具体的な事実
計画表	下記の「事務計画指針」に定める「請求人別事務計画表（合議体）」（1号様式）
計画表等	計画表及び下記の「事績表」
決裁	国税通則法施行令第38条第1項《権限の委任等》の規定により国税不服審判所長の権限のうち所長に委任された各事項及び「国税不服審判所における行政文書の決裁委任及び発信者名義等の取扱規則」（平成16年国税不服審判所訓令第1号）第8条（支部所長

略称・略語	意 義
国税電子申告・納税システム	への委任事項》から第12条《課長への委任事項》までに定める各委任事項に係る決裁並びに担当審判官の権限に属する事項ではあるが、審理手続の慎重を期する観点から所長等に意見を求めること
裁決要旨の記載票	国税関係法令に係る申告及び申請・届出等並びに国税の納付を汎用的に受付処理するシステム
再調査決定 査察等事件	平成23年3月29日付国管管2-13「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」(事務運営指針)に定める「裁決要旨の記載票(一般用)」(様式1)、「裁決要旨の記載票(推計課税用)その1」(様式2)又は「裁決要旨の記載票(推計課税用)その2」(様式3)
差押えの解除等 事件	再調査の請求についての決定 収税官吏が国税犯則取締法第12条の2に規定する告発をした年分(事業年度)に係る事件及び当該告発に関連する事件
事件の移送 事件の回付	国税通則法第105条第5項《不服申立てと国税の徴収との関係》の規定により滞納処分による差押えをしないこと又は既にされている滞納処分による差押えを解除すること 審査請求に係る事件 支部が收受した事件について当該事件を管轄する他の支部に引き継ぐこと
事績表 事務計画指針	本部が收受した事件について当該事件を管轄する支部に引き継ぐこと、又は支部内において事件を引き継ぐこと 下記の「事務計画指針」に定める「審査請求事件処理事業表」(2号様式) 平成10年6月17日付国管管17「事務計画の策定、進行管理の実施及び実績報告等について」(事務運営指針)
証明 重要先例指定事件	審理関係人が課税等要件に即して事実又は法令の解釈若しくは適用に関する主張を補充、訂正すること 重要先例見込事件のうち国税不服審判所長が重要先例と認める事件
重要先例指定事件等 重要先例見込事件等	重要先例指定事件及び個別管理重要事件として指定する事件 重要先例見込事件、個別管理重要事件及び本部協議事件
收受通知書 証拠書類等	審査請求書の收受通知書 国税通則法第96条第1項《証拠書類等の提出》に規定する証拠書類若しくは証拠物又は同条第2項に規定する当該処分の理由となる事実を証する書類その他の物件
信書便事業者 信書便	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項《定義》に規定する一般信書便事業者又は同条第9項に規定する特定信書便事業者

略称・略語	意義
随時廃棄書類	民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第2項《定義》に規定する信書便 下記の「編てつ順序表」（101号様式（その2））【参考】の「随時発生し、短期的に廃棄するもの（保存を要しない書類）」及び「証拠関係書類」に記載された各書類
随時廃棄書類つづり	随時廃棄書類を編てつする、又は編てつしたもの
徴収の猶予等	国税通則法第105条第4項《不服申立てと国税の徴収との関係》の規定により当該国税の全部若しくは一部の徴収を猶予し、又は滞納処分の続行を停止すること
帳簿書類等	国税通則法第97条第1項第2号《審理のための質問、検査等》に規定する帳簿書類その他の物件
配達証明郵便等	配達証明郵便又は信書便の役務のうち配達証明郵便に準ずるものとして別途定められるもの
編てつ順序表	「審査請求事件一件書類編てつ順序表」（101号様式）
法規・審査	「裁決書」（28号様式）案について、法令の解釈又は法令若しくは通達の適用は適正か等を審査する法規審査並びに証拠の取捨選択は適正か又は十分な証拠により事実を認定しているか等を審査する事実審査及び文書審査
法規・審査担当者	法規・審査等の事務を担当する者
本部参加事件	国税通則法施行令第38条第3項《権限の委任等》の規定により本部に所属する審判官又は副審判官を参加審判官とする事件
本部事件	国税通則法施行令第38条第2項《権限の委任等》の規定により本部に所属する審判官を担当審判官とする事件
みなす審査請求書	国税通則法第89条第3項《合意によるみなす審査請求》又は第90条第4項《他の審査請求に伴うみなす審査請求》の規定により審査請求書とみなされる再調査の請求書
郵送等	郵便又は信書便による送付
郵便等	郵便又は信書便
郵便物等	郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第3項《定義》に規定する信書便物
利害関係等事件	第1編第4章《利害関係等事件への関与の禁止》なお書の1から11までに掲げる者のいずれかの者に該当する本部又は支部の審判官、副審判官若しくは審査官が、事件の調査及び審理若しくは裁決に関与することにより、裁決の公正性を疑わせるおそれがある事件
留保事件	審査請求に係る処分が査察等事件又は行政訴訟事件等に密接に関連し、当該処分に係る書類等が押収されていることなどの事情から調査及び審理を一時見合わせることとしている事件
臨場等形式審査	形式審査担当者が必要な場所に臨場し、又は必要な者の来所を求

略称・略語	意 義
	めて行う審査

3 法令、通達及び判決例・文献に関する略称・略語の意義

略称・略語	意 義
法	国税通則法
令	国税通則法施行令
規則	国税通則法施行規則
徴収法	国税徴収法
審査法	行政不服審査法
行訴法	行政事件訴訟法
民訴法	民事訴訟法
刑訴法	刑事訴訟法
基通	不服審査基本通達（国税不服審判所関係）
税資	税務訴訟資料
民集	最高裁判所民事判例集
月報	訟務月報
判時	判例時報
ジュリ	ジュリスト
判タ	判例タイムス

第1編 總 則

第1章 審査事務提要の目的

この審査事務提要は、国税不服審判所における事件の審査事務に関して具体的な事務手続及び帳票様式を定め、もって事件の適正かつ迅速な処理に資することを目的とする。

なお、この審査事務提要は、4編から成り、審査事務手続につき、第1編に共通的なもの、第2編に具体的な手続、第3編に第2編に定めた手続と関連する根拠等（考え方、参考判例、学説等）及び第4編に様式を定めた。

【参考】

- 審査事務提要（事務手続編）
- 審査事務提要（様式編）
- 審査事務の手引
- 裁決書起案の手引
- 令和元事務年度における事務運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）
(令元. 6. 27 付)
- 改正国税通則法の施行に伴う新制度への移行期における事務の取扱いについて（指示）
(平 28. 3. 24 付)
- 審査請求に係る標準審理期間の設定等について（事務運営指針）(平 28. 3. 24 付)
- 事務計画の策定、進行管理の実施及び実績報告等について（事務運営指針）
(平 10. 6. 17 付 (最終改正平 29. 2. 14 付))
- 仮マスキング済裁決書の作成について（指示）(平 28. 3. 24 付)
- 本部支援事件の処理体制の整備について（指示）(平 28. 6. 23 付)
- 本部照会必須事件一覧（平成 28 年 5 月末現在）
- 「同席主張説明・審理手続の計画的遂行・口頭意見陳述の実践マニュアル」について
(審判所情報第 1 号 : 平 30. 6. 19 付)
- 同席主張説明の実施方法について（指示）(平 26. 6. 30 付)
- 同席主張説明の実施について（指示）(平 23. 3. 29 付)
- 「証拠の閲覧・写しの交付マニュアル」について
(審判所情報第 2 号 : 平 30. 6. 19 付)
- 証拠の開示について（指示）(平 28. 7. 7 付)
- 「裁決結果及び裁決要旨の公表手続について」の一部改正について（事務運営指針）
(平 29. 11. 29 付)
- 国税通則法第 99 条の通知の可能性のある事件の対応について（指示）(平 28. 6. 23 付)
- 審査請求人の主張が課税等要件と関係のない審査請求事件の審理について（審判所情報第 1 号 : 平 28. 3. 25 付）

第2章 国税不服審判所の組織に関する法令等

国家行政組織法

(特別の機関)

第8条の3 第3条の国の行政機関には、特に必要がある場合においては、前2条に規定するもののほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

財務省設置法

第3節 特別の機関

(国税不服審判所)

第22条 国税庁に、国税不服審判所を置く。

2 前項に定めるもののほか、国税不服審判所については、国税通則法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

国税通則法

(国税不服審判所)

第78条 国税不服審判所は、国税に関する法律に基づく処分についての審査請求（第75条第1項第2号及び第2項（第2号に係る部分に限る。）（国税に関する処分についての不服申立て）の規定による審査請求を除く。第3款（審査請求）において同じ。）に対する裁決を行う機関とする。

2 国税不服審判所の長は、国税不服審判所長とし、国税庁長官が財務大臣の承認を受けて、任命する。

3 国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるため、所要の地に支部を置く。

4 前項の各支部に勤務する国税審判官のうち1人を首席国税審判官とする。首席国税審判官は、当該支部の事務を総括する。

5 国税不服審判所の組織及び運営に関し必要な事項は政令で、支部の名称及び位置は財務省令で定める。

(国税審判官等)

第79条 国税不服審判所に国税審判官及び国税副審判官を置く。

2 国税審判官は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査及び審理を行ない、国税副審判官は、国税審判官の命を受け、その事務を整理する。

3 国税副審判官のうち国税不服審判所長の指名する者は、国税審判官の職務を行なうことができる。ただし、この法律において担当審判官の職務とされているものについては、この限りでない。

4 国税審判官の資格は、政令で定める。

(首席審判官への権限の委任)

第113条 この法律に基づく国税不服審判所長の権限は、政令で定めるところにより、その一部を首席国税審判官に委任することができる。

国税通則法施行令

(国税審判官の資格)

第31条 [省略]

(権限の委任等)

第38条 法及びこの政令に規定する国税不服審判所長の権限のうち次に掲げるものは、首席国税審判官に委任する。

- 一 法第11条（災害等による期限の延長）、法第13条第2項（相続人に対する書類の送達の特例）、法第91条第1項（審査請求書の補正）、法第93条第1項及び第3項（答弁書の提出等）、法第94条第1項（担当審判官等の指定）、法第103条（証拠書類等の返還）、法第104条第1項及び第2項（併合審理等）（同条第4項において準用する場合を含む。）、法第105条第4項及び第5項（不服申立てと国税の徴収との関係）、同条第7項において準用する法第49条第1項（納税の猶予の取消し）、法第106条第4項（不服申立人の地位の承継）、法第108条第2項（総代）、法第109条第1項及び第2項（参加人）並びに法第112条第2項及び第4項（誤った教示をした場合の救済）に規定する権限
- 二 第33条（担当審判官の通知）及び第37条第2項（不服申立てがされた場合における差押えの解除命令等）に規定する権限
- 2 国税不服審判所長が、審査請求に係る事件について法第99条第1項（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）の規定が適用されると見込まれる等のため、国税不服審判所の支部に所属しない国税審判官をその担当審判官とすることが適当であると認めて、その旨を前項の首席国税審判官に通知したときは、その時以後における当該事件に係る同項の権限は、同項の規定にかかわらず、国税不服審判所長が行う。この場合においては、国税不服審判所長は、遅滞なく、審査請求人、参加人及び原処分庁にその旨を通知しなければならない。
- 3 第1項の規定は、国税不服審判所の支部に所属しない国税審判官又は国税副審判官を参加審判官とすることにつき、国税不服審判所長が法第94条第1項に規定する権限を自ら行うことを妨げない。

国税不服審判所組織令（昭和45年政令第50号。支部に関するも

(次席国税審判官)

第2条 国税不服審判所の支部（以下「支部」という。）のうち財務省令で定めるものに、次席国税審判官各1人を置き、国税審判官をもってこれに充てる。

2 次席国税審判官は、首席国税審判官を助け、支部の事務を整理する。

(省令への委任)

第3条 この政令に定めるもののほか、国税審判官及び国税副審判官の定数、支部の内部組織その他国税不服審判所の組織に関する細目は、財務省令で定める。

国税不服審判所組織規則（昭和45年大蔵省令第17号。支部に関するも

（支部の名称、位置及び管轄区域）

第1条 [省略]

（国税審査官）

第3条 国税不服審判所に、国税審査官181人以内を置く。

2 国税審査官は、国税審査官の命を受けて、その事務を整理する。

（支部の内部組織）

第5条 支部に、国税審査官、国税副審査官及び国税審査官を置く。

2 前項に掲げるもののほか、国税不服審判所沖縄事務所以外の各支部に、管理課を置く。

（支部の管理課の事務）

第6条 [省略]

（次席国税審査官を置く支部）

第7条 国税不服審判所組織令第2条第1項で規定する財務省令で定める支部は、東京国税不服審判所、名古屋国税不服審判所及び大阪国税不服審判所とする。

第8条 この省令で定めるもののほか、事務分掌その他国税不服審判所の組織の細目は、国税庁長官が定める。

国税不服審判所事務分掌規則（昭和45年国税庁訓令特第4号。支部に関するもの）

（支部の長）

第2条 各支部の事務を総括する首席国税審査官を「（東京）国税不服審判所長」という。

2 前項の規定にかかわらず、国税不服審判所沖縄事務所の事務を総括する首席国税審査官を「国税不服審判所沖縄事務所長」という。

（部長審査官）

第4条 国税審査官のうち18人以内を、部長審査官とする。

2 部長審査官は、命を受け、国税審査官の行う事務を総括する。

3 次席国税審査官の置かれていない支部の部長審査官は、前項に規定するもののほか、命を受け、支部の事務を整理する。

4 [省略]

（支所）

第8条 国税庁長官は、支部の事務の一部を取り扱わせるため、当分の間、支部の国税審査官等を別表2に定める地に派遣することができる。

2 前項の規定により派遣する国税審査官等の事務所を「（東京）国税不服審判所（横浜）支所」という。

3 支所において所掌する審査請求事件は、別表2に定める分掌区域に納税地を有する者に係るものうち、国税不服審判所長が別に定めるものとする。

4 [省略]

（支所の長）

第8条の2 支所に派遣する国税審判官又は国税副審判官のうち1人を支所長とする。

- 2 東京国税不服審判所横浜支所並びに大阪国税不服審判所京都支所及び神戸支所の支所長は、当該支所の事務を総括し、その他の支所の支所長は、当該支所における国税審判官の行う事務を除く事務を総括する。

国税不服審判所における行政文書の決裁委任及び発信者名義等の取扱規則（平成16年国税不服審判所訓令第1号）

(目的)

第1条 この訓令は、国税不服審判所（以下「審判所」という。）における行政文書について、国税庁長官の決裁を受ける事項及び審判所長（以下「所長」という。）又は審判所の支部（以下「支部」という。）の首席国税審判官（以下「支部所長」という。）の権限に属する事項のうち決裁を委任することができる事項（以下「委任事項」という。）を明らかにすることにより、決定責任の所在の明確化及び決裁事務の迅速化、効率化を図るとともに、行政文書の発信者名義及び受信者名義の取扱いを定めることを目的とする。

(所長の決裁の委任)

第4条 所長は、次の各号に掲げる事項について自ら決裁し、その他の事項については、次条から第8条までに定めるところにより、次長、本部部長、室長又は支部所長を決定責任者とし、各委任事項の決裁を委任する。

- 一 国税通則法施行令第38条第2項に規定する場合等において所長がする裁決
- 二 国税通則法第99条第1項に基づく国税庁長官に対する通知
- 三 国税通則法施行令第38条第2項の規定等に基づく担当審判官等の指定
- 四 本部において調査、審理する審査請求事件に係る国税の徴収の猶予等の求め及びその取消しの同意
- 五 議決と異なる裁決に関する上申に対する指示
- 六 本部において調査、審理する審査請求事件の処理に関する事項のうち重要なもの
- 七～十九 [省略]

(支部所長への委任事項)

第8条 次の各号に掲げる事項の決裁は、支部所長に委任し、次条から第12条までに定めるところにより、次席、支部部長、支所長及び課長を決定責任者とし、各委任事項の決裁を委任する。

- 一 裁決（所長がする場合を除く。）
- 二 担当審判官等の指定（所長がする場合を除く。）
- 三 支部において調査、審理する審査請求事件に係る国税の徴収の猶予等の求め及びその取消しの同意
- 四 支部において調査、審理する審査請求事件の処理に関する事項のうち重要又は異例なもの
- 五～十六 [省略]

国税不服審判所事務分掌細則（昭和45年国税不服審判所訓令特第1号）

（支所において処理する審査請求事件の分掌範囲等）

第11条 支所においては、その分掌区域内に納税地を有する者に係る審査請求事件（税務署長がした処分でその処分に係る事項に関する調査が国税局の当該職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの並びに国税局長及び税關長がした処分に係るものと除く。）を処理する。

2 前項の規定にかかわらず、所長が特に必要があると認めるときは、支所において処理する審査請求事件の分掌範囲を変更することができる。

3 【省略】

（編者注）第2項に規定する「所長」は、首席国税審判官をいう。

不服審査基本通達（国税不服審判所関係）

（国税不服審判所と支部との関係）

78-1 国税不服審判所の支部は、国税不服審判所の事務の一部を取り扱わせるために置かれるものであって、国税不服審判所と別個独立の官庁ではないから、例えば、審査請求に関して提出する書類が原処分庁の管轄区域を管轄する支部以外の支部に提出された場合においても、それを理由に当該審査請求が不適法となるものではないことに留意する。

第3章 審査事務運営の基本的な考え方

国税不服審判所は、「争点主義的運営」、「合議の充実」及び「納得の得られる裁決書の作成」の三点を事務運営の基本方針とし、適正かつ迅速な裁決を通じ、納稅者の正当な権利利益の救済を図るとともに、税務行政の適正な運営の確保に資することを目的とする機関であること、しかも、執行機関である国税局や税務署から分離・独立した第三者的な立場で審査請求事件の適正・迅速な処理を行う権利救済機関であることを銘記し、次に掲げる事項に留意して、審査請求事件の公正妥当な処理を期するものとする。

- 1 裁決は、税務の執行系統から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であって、国税庁長官通達に示された法令の解釈と異なる解釈によって行うこともできるとされた制度の趣旨に鑑み、事件の審理及び議決に当たっては、その実態をよく把握し、個別的に妥当性のある結論を得るよう努めること。
- 2 納稅者の権利救済機関であることに鑑み、審査手続上の諸権利を尊重するとともに、その運用に当たっては、総額主義に偏することなく、争点主義の精神を生かして請求人等が十分にその主張を尽くし得るよう配意すること。
- 3 審査手続における質問検査は、請求人の正当な権利利益の救済のためのものであって、新たな課税漏れ発見のためのものでないことを銘記し、それが濫用にわたらないよう慎重を期すること。
- 4 合議体を構成する担当審判官及び参加審判官は、議決につきそれぞれ独立した権能が与えられている趣旨に鑑み、合議に当たっては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすこと。
- 5 事件処理に当たって慎重を期すべきことはもちろんであるが、迅速に権利利益の救済を図ることが行政不服審査制度の目的の一つでもあることに鑑み、事件の早期処理についても、十分配意すること。
- 6 請求人が安んじて権利利益の救済を求められるよう、徴収の猶予、滞納処分の続行停止等の制度の趣旨を生かした措置を講ずるよう十分配意すること。

第4章 利害関係等事件への関与の禁止

審判官、副審判官又は審査官は、裁決の公正性を担保するため、利害関係等事件の調査及び審理又は裁決には、一切関与しないものとする。

なお、審判官、副審判官又は審査官が、事件の調査及び審理若しくは裁決に関与する場合において、次に掲げる者のいずれかの者に該当するときは、当該事件は、当該審判官等にとって利害関係等事件に該当することとなるのであるから留意する。

- 1 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に関与した者（法94②一）
 - 2 請求人（法94②二）
 - 3 請求人の配偶者、4親等内の親族又は同居の親族（法94②三）
 - 4 請求人の代理人（法94②四）
 - 5 前記3及び4に掲げる者であった者（法94②五）
 - 6 請求人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人（法94②六）
 - 7 法第109条第1項《参加人》に規定する利害関係人（法94②七）
 - 8 請求人の補佐人又は納税管理人
 - 9 審査請求に係る処分の鑑定人
 - 10 次に掲げる調査等に代理人として関与した者、指導的役割を果たした者又は従事した者
 - (1) 審査請求に係る処分又は当該処分に係る再調査の請求についての決定に係る調査又は訴訟
 - (2) 審査請求に関連するものに係る調査、処分、捜査又は訴訟
 - 11 前記1から10までに準ずる者
- 〔注〕1 審判官は、本部の次長及び部長審判官並びに所長、次席国税審判官及び支部の部長審判官を含むのであるから留意する。
- 2 所長が裁決をする場合又は担当審判官等を指定する場合等において、事件が利害関係等事件に該当すると見込まれるときの国税不服審判所長に対する上申手続又は担当審判官等の指定手続等については、第6章第2節《法規・審査担当の役割等》1《法規・審査担当の設置及び法規・審査担当者の指名》並びに第2編第1章第14節《重要先例見込事件等》、同第17節《本部事件又は本部参加事件》、同第3章第1節《形式審査担当者の指名》、同第4章第1節《担当審判官等の指定等》及び同第7章第1節《裁決》1《所長が利害関係等事件に関与することが見込まれる場合の裁決》の定めがあることに留意する。
- 3 前記11には、請求人である法人（人格のない社団等を含む。）の代表者が配偶者、4親等内の親族若しくは同居の親族である者又は配偶者、4親等内の親族若しくは同居の親族であった者が含まれることに留意する。

第5章 審査事務処理手順の全体図

【別図「国税不服審判所における審査請求手続」（一般的な審理の流れ）参照】

第6章 合議体及び法規・審査担当の役割等

第1節 合議体の役割等

1 合議体等の構成

法第94条第1項（担当審判官等の指定）の規定により担当審判官等が指定された以後の事件の調査及び審理は、合議体の合議による意思決定に基づいて行われるところ、合議体、担当審判官及び参加審判官は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 合議体

裁決は、税務の執行系統から独立した立場において、かつ、行政部内として最終的に行う判断であって、国税庁長官通達に示された法令の解釈と異なる解釈によって行うこともできるとされた制度の趣旨に鑑み、合議体は、事件の審理及び議決に当たっては、その実態をよく把握し、個別的に妥当性のある結論を得るよう努めなければならない。

また、合議体を構成する担当審判官等は、議決につきそれぞれ独立した権能を与えられている趣旨に鑑み、合議に当たっては、各人が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くさなければならない。

(2) 担当審判官

担当審判官は、合議体の中心又は代表として、事件の調査及び審理を推進し、合議を主宰する職責を有するのであるから、常に調査及び審理の進捗状況を把握し、必要に応じて自ら実地に臨場して調査をするとともに、参加審判官との連絡を密にして適時に合議を開催し問題点等について十分に意見を交換して、調査及び審理の促進と充実に努めなければならない。

また、担当審判官は、法第92条の2（審理手続の計画的進行）の規定により、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、事件の審理において、審理関係人と相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

(3) 参加審判官

参加審判官は、合議体の構成員として、事件の調査及び審理を行い、合議において積極的に意見を開陳して審理が尽くされるように努めなければならない。

また、参加審判官は、法第97条第2項（審理のための質問、検査等）の規定により担当審判官の命を受けて、同条第1項第1号又は第3号に規定する質問又は検査を行う場合には、合議により決定された調査方針に従って行わなければならない。

なお、担当審判官の命を受けて質問又は検査を行う参加審判官が分担者に対して調査の細目について指示する場合には、担当審判官の同意を得ることに留意する。

2 合議体の役割

合議体による意思決定事項等は、例えば、次に掲げるとおりである。

(1) 合議において、担当審判官が整理したところに基づいて争点を確定し、争点ごとに調

査方針を決定する。

また、先の合議において確定した争点又は決定した調査方針について、変更し、又は追加することの適否を決定する。

なお、争点は、課税等要件、課税等要件事実及び各課税等要件事実に関する立証責任の所在について十分に認識して、速やかに、かつ、的確に確定し、また、争点確定後の調査及び審理は、計画的に行うことに留意する。

- (2) 法第104条第1項《併合審理等》の規定により審理手続を併合し、若しくは分離し、又は同条第2項本文若しくは同条第4項の規定により併せて審理をすることの適否を決定する。
- (3) 法第105条第4項《不服申立てと国税の徴収との関係》に規定する徴収の猶予等について徴収の所轄庁に意見を求めること、及び徴収の猶予等を求めることがの適否を決定する。
- (4) 法第105条第5項の規定に基づき請求人から差押えの解除等を求められた場合において、当該解除等の許否を決定する。
- (5) 法第105条第7項の規定に基づき徴収の所轄庁から徴収の猶予等の取消しについて同意を求められた場合において、当該同意の許否を決定する。
- (6) 法第106条第4項《不服申立人の地位の承継》の規定に基づく請求人の地位の承継の申請があった場合において、当該申請の許否を決定する。
- (7) 法第109条第1項《参加人》の規定に基づき同項に規定する利害関係人から参加の申請があった場合における当該申請の許否及び同条第2項の規定による参加の求めの適否について決定する。
- (8) 留保事件に該当するか否かを決定する。
- (9) 同席主張説明又は審理手続の計画的遂行に係る「意見の聴取」を実施するか否かを決定する。
- (10) 争点及び争点関連事項について、職権調査を行った結果、争点外事項に係る新たな証拠を入手した場合の、その証拠の取扱いは次のとおりとなる。

争点外事項に係る新たな証拠は、請求人にとって有利なものと不利なものがあり、証拠入手の段階では、有利なものか不利なものか分からぬ場合もあるが、新たな証拠を入手した以上、それを放置することはできない。

したがって、争点外事項に係る新たな証拠について調査及び審理を進め、事実が確認し得る状況に至った場合、次のとおり対応する。

イ 請求人に有利な争点外事実であることが判明した場合

当該事実を必ず請求人に告げるとともに、原処分庁にも告げ、反論、反証の機会を与え、審理の対象として議決に取り込むこととする。

ロ 争点外事項に係る新たな証拠が請求人に不利な争点外事実であることが判明した場合

(イ) 当該事実が、主文に影響を与える場合（例えば、一部取消しの金額が異なることになる場合）には、これを必ず請求人に告げ、反論、反証の機会を与え、審理の対象として議決に取り込む。

(ロ) 当該事実が、主文に影響を与えない場合（例えば、棄却の結論で変わらない場合）には、影響を与えないことが判明した時点で、調査及び審理を速やかに打ち切

り、その不利な争点外事実を審理の対象として議決に取り込むことはしない。なお、これを議決（及び裁決）の中に取り込むと、余事記載となることに留意する。

ハ 原処分庁が、閲覧・写しの交付を求めることにより、この新たな証拠の存在を認識し、調査をせずに総額主義の観点から、請求人に不利な争点外事実を基に新たな主張をする場合があり得るが、この場合、前記ロと同様に対応することになる。

なお、前記ロイの場合（主文に影響を与える場合）は、処分理由の差し替えの問題が生ずる可能性があるが、当分の間、特段の事情がある場合（争う上で請求人に格別の不利益が生じる場合、理由附記制度の趣旨を没却して制度を無意味ならしめる場合）以外は、処分理由の差し替えが許されるものであり、担当審判官等は、審理の対象として議決に取り込むこととし、これを必ず請求人に告げ、反論、反証の機会を与えるものとする。

また、処分理由の差し替えの問題が生ずる可能性がある場合には、必ず本部に照会することに留意する。

⑪ 法第97条の4《審理手続の終結》の規定により審理手続を終結することの適否を決定する。

⑫ 事件について法第98条第4項《裁決》に規定する裁決の基礎となる議決をする。

具体的には、合議において、「議決書（21号）」案、「事件検討表（22号）」等に基づき、原則として、①主張及び争点、②法令の解釈、③事実の認定、④法令の適用の順序で検討する。この場合において、争点が2以上あるときは、論理的に先行決定を要する争点から順次多数決により決定（先行決定を要する争点についての決定を前提にして、次の争点について多数決により決定）する方法によって、議決の結論（却下、棄却、全部取消し、一部取消し又は変更）及び理由を決定する。

なお、複数の争点がある場合において、一の争点につき審査請求に係る処分の減額要因があり、他の争点につき当該処分の増額要因があるときは、当該処分に係る課税標準等又は税額等の総額により、当該処分の当否を判断する。

議決の結論は、法第98条第1項から第3項までに規定する裁決に準じ、次のとおりとする。

イ 審査請求が法定の期間経過後にされたものである場合その他不適法である場合には、当該審査請求を却下する（法第92条《審理手続を経ないで却下裁決》の規定により当該審査請求の却下をする場合を除く。）（参考：法98①④、基通98-1《審査請求が不適法な場合》）。

ロ 審査請求が理由がない場合には、当該審査請求を棄却する（参考：法98②、徴収法173、基通98-5《徴収法の特則》）。

ハ 審査請求が理由がある場合には、当該審査請求に係る処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、請求人の不利益に当該処分を変更することはできない（参考：法98③、基通98-2《審査請求が理由がある場合》～基通98-4《法の特則》、基通101-1《課税標準等又は税額等の調査及び審理》、基通104-3《併合審理をした場合の裁決》）。

⑬ 担当審判官等の各自が、前記⑪の議決に基づいて「議決書（21号）」案に修正等が施された後配付された「議決書（21号）」案について検討を終了した場合には、合議により当該「議決書（21号）」案を検討する。

- (14) 担当審判官等は、「議決書（21号）」案の検討終了後、担当審判官が作成する「議決書（21号）」に署名し、押印する。
- (15) 合議体は、議決後においても、裁決書の副本が送達されるまでの間は、潜在的に存在しているとされていることに留意する。
- （注）1 審理手続の再開については、第2編第5章第13節《審理手続の再開》の定めがあることに留意する。
- 2 所長から合議体に事件が差し戻された場合については、第2編第6章第2節《議決報告書兼裁決決議書の作成等及び議決報告》4《所長から合議体に事件が差戻された場合》の定めがあることに留意する。

3 合議の開催

担当審判官は、合議体による意思決定事項について、適宜、適切な時期に合議を開催し、合議体の意思を決定する。この場合において、適正・迅速な事件処理を図る観点から、担当部長審判官及び法規・審査担当者の参加を要請する。合議は、当初合議、中間合議、審理手続終結合議、最終合議及び文書合議の5区分とし、それぞれの目的、開催時期及び使用する資料は次表のとおりであるが、担当審判官は、各々の合議を併せて開催して差し支えない。

なお、当初合議は、原則として答弁書を收受した後、早期に、担当審判官が事件について争点及び争点ごとの調査方針を整理し、開催することに留意する。

担当審判官は、合議の開催に当たって、原則として、各種主張に関する書面、証拠、参考裁判例・裁決例、審理関係人申請書・申立書、「事件検討表（22号）」、「議決書（21号）」案等の使用する資料を当該合議の開催日のおおむね1週間前までに、参加審判官及び当該合議に参加する者に配付することに留意する。また、合議を終了した場合には、合議の検討内容（出席者の意見、結論）を、当初合議、中間合議及び審理手続終結合議にあっては「事件検討表（22号）」に、最終合議にあっては「事件処理経過表（23号）」に、それぞれ簡潔に記載して、参加審判官並びに必要に応じて担当部長審判官及び法規・審査担当者に写しを配付する。

区分	目的	開催時期	使用する資料
当初合議	事件の配付後、担当審判官が整理したところに基づいて争点を確定し、争点ごとに調査方針を策定するために開催する。	答弁書を收受した後、争点を確定し、争点ごとに調査方針を策定するに熟したと認めるとき。	1 「事件検討表（22号）」。ただし、「争点の確認表（24号）」を作成している場合には、「事件検討表（その2）（22号）」に代えて当該「争点の確認表（24号）」を使用して差し支えない。 2 調査方針の策定並びに調査及び審理に資するために参考になると認められる判決、裁決その他の参考資料
中間合議	当初合議又は先の中間合議において確定した争点の変更若し	例えば、次に掲げるときに開催する。 1 争点を変更又は追加する必要があると認め	1 「事件検討表（22号）」。ただし、「争点の確認表（24号）」を作成している場合には、「事件検討表（その2）（22号）」に代えて当該「争点の確認表（24号）」を使用して差し支えない。

区分	目的	開催時期	使用する資料
	くは追加、調査方針の再検討等のために開催する。	<p>るとき。</p> <p>2 新たな証拠及び事実関係が明らかになり、調査方針を再検討する必要があると認めるとき。</p> <p>3 先の合議において決定した法令解釈を変更する必要があると認めるとき。</p>	<p>(24号)」を使用して差し支えない。</p> <p>2 合議に必要があると認められる資料</p>
審理手続終結合議	審理手続を終結することの適否を決定するために開催する。	<p>1 必要な審理を終えたと認めるとき（法97の4①）。</p> <p>2 法第97条の4第2項各号（審理手続の終結）のいずれかに該当するとき。</p>	<p>1 必要に応じ、次の事項を記載した「議決書（21号）」案並びに「取消額等計算書（25号）」及び「議決書検討表（26号）」。ただし、「判断整理表（27号）」等を作成している場合には、「議決書（21号）」案等に代えて当該「判断整理表（27号）」等を使用して差し支えない。</p> <p>(1) 議決の主文（却下、棄却、全部取消し、一部取消し又は変更）</p> <p>(2) 議決の理由（審査請求を却下する場合を除き、①事案の概要、審査請求に至る経緯及び基礎事実、②請求人及び原処分庁のそれぞれの主張並びに③証拠によって認定された事実、法令解釈及び事実の当該法令解釈への当てはめ）</p> <p>2 次の事項を記載した「事件検討表（22号）」及び記載の基礎とした資料。ただし、「争点の確認表（24号）」を作成している場合には、「事件検討表（その2）（22号）」に代えて当該「争点の確認表（24号）」を使用して差し支えない。</p> <p>(1) 審査請求に係る処分の概要、経緯等について補足すべき事項がある場合には、当該事項</p> <p>(2) 中間合議後に請求人又は原処分庁の主張の追加、変更若しくは撤回がある</p>

区分	目的	開催時期	使用する資料
			<p>場合には、当該主張の要旨</p> <p>(3) 調査事項、証拠の写し、担当審判官等の意見及び当該意見の根拠等合議に必要があると認める事項がある場合には、当該事項</p> <p>3 合議に必要があると認められる資料</p>
最終合議	裁決の基礎となる議決をするために開催する。	議決をするに熟したとき。	<p>1 審理手続終結合議で使用した「議決書（21号）」案等に修正等が施された「議決書（21号）」案等。ただし、「判断整理表（27号）」等を作成している場合には、「議決書（21号）」案等に代えて当該「判断整理表（27号）」等を使用して差し支えない。</p> <p>2 次の事項を記載した「事件検討表（22号）」及び記載の基礎とした資料。ただし、「争点の確認表（24号）」を作成している場合には、「事件検討表（その2）（22号）」に代えて当該「争点の確認表（24号）」を使用して差し支えない。</p> <p>(1) 審査請求に係る処分の概要、経緯等について補足すべき事項がある場合には、当該事項</p> <p>(2) 審理手続終結合議後に請求人又は原処分庁の主張の追加、変更若しくは撤回がある場合には、当該主張の要旨</p> <p>(3) 調査事項、証拠の写し、担当審判官等の意見及び当該意見の根拠等合議に必要があると認める事項がある場合には、当該事項</p> <p>3 議決に必要があると認められる資料</p>
文書合議	「議決書（21号）」案を検討するために開催する。	担当審判官等の各自が最終合議後に配付された「議決書（21号）」案について検討を終了したとき。	最終合議で使用した「議決書（21号）」案等に修正等が施された「議決書（21号）」案等

(注) 担当審判官等は、当初合議、中間合議、審理手続終結合議及び最終合議の各段階において、事件が、重要先例見込事件等、本部照会事件又は情報共有事件に該当するかどうかを検討し、その結果を「事件検討表（22号）」等に記録する。

4 合議に際しての心構え等

合議に当たっては、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすことはもちろんであるが、その前提として、調査に当たる者は、判断の基礎となるべき十分な証拠資料等を収集し、合議の際には、予断をもって結論を誘導することのないよう心掛けるとともに、合議体構成員の各自が平等の権能に基づいて議決し得るよう、的確、公正に提示するように努めることに留意する。

そして、合議の充実は、審査事務運営上の重要な眼目であり、担当審判官等が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすことによって果たされるものである。

5 事件主任の設置

所長は、必要があると認める場合には、事件の調査及び審理を行うほか「議決書（21号）」案の作成について担当審判官を補佐する者として、参加審判官のうち1名を事件主任に指名することができる。

[参考]

事件主任制の趣旨

国税不服審判所における事件の調査及び審理は、原則として、担当審判官1名及び参加審判官2名の合議により行われる。合議の活用と充実は、審査事務運営上の重要な眼目である。

合議の充実は、合議体を構成する審判官（部長審判官及び副審判官を含む。）が十分に意見を開陳し、公正妥当な結論に到達するよう議を尽くすことによって果たされる。

そこで、合議体を構成する参加審判官の1人をその事件の主任に指定して運用することにより、合議の充実を図るものである。

この場合、担当審判官と事件主任との関係が問題となるが、担当審判官は、合議体の中心又は代表として、合議を主宰し、また、事件の調査及び審理を推進する。これに対し、事件主任は、合議体の構成員として事件の調査及び審理に当たるほか、「議決書（21号）」案の作成を担当する。

このように、合議体の構成において、担当審判官のほかに事件主任を設けることによって、合議体を構成する3人の審判官のうちの2人が合議に主動的に関与することとなり、これに他の1人の比較的客観的な関与が加わって、合議の充実を期そうとするものである。

第2節 法規・審査担当の役割等

1 法規・審査担当の設置及び法規・審査担当者の指名

所長は、判断の統一性を確保し適正な裁決をするなどのために、法規・審査担当を設け、部長審判官、審判官、副審判官又は審査官の中から1名又は2名以上の法規・審査担当者をあらかじめ指名して、後記2に定める役割を担わせる。ただし、支部の実情により、法規・審査担当者をあらかじめ指名せずに事件ごとに指名することができる。

なお、所長は、法規・審査担当者の利害関係等事件への関与が見込まれる場合には、法規・審査担当者が複数指名されている支部にあっては別の法規・審査担当者に当該事件を担当させ、又は法規・審査担当者が1名のみ指名されている支部にあっては新たに法規・

審査担当者を指名することに留意する。

2 法規・審査担当の役割

法規・審査担当は、適正かつ公正な裁決を実現するために、例えば、次に掲げる各役割を担う。

(1) 形式審査担当者又は合議体の補助機関としての役割

審査請求について審理手続を経ないで却下裁決の決議前又は合議体による議決前において、形式審査担当者又は合議体の補助機関として事件に関与し、事件の適正かつ迅速な処理を図る。

具体的な事務は、次に掲げるとおりである。

イ 形式審査担当者若しくは合議体から調査及び審理の過程において生ずる法令の解釈又は法令若しくは通達の適用について意見を求められた場合には、遅滞なく意見を述べる。

ロ 調査及び審理の迅速かつ公正な実現を図るために合議にオブザーバーとして積極的に参加し、必要に応じて適切な助言をする。この場合において、法第97条の4第1項《審理手続の終結》の規定、基通97の4-2《審理手続を終結した場合の効果》等の定めを踏まえ、議決に審理の不尽、法令の解釈又は法令若しくは通達の適用の誤り等が生じないように、合議体に多角的な検討を促すような助言に努める。特に、「争点の確認表(24号)」による審理手続の終結に関する確認に当たっては、審理関係人の主張漏れ、不十分な主張整理、課税等要件と全く関係がない誤った争点立て等による審理手続の再開を避けるべく合議体に適切な助言をする。

なお、助言に当たっては、結論を押し付けることにならないように配意しなければならない。また、上記の「議決に審理の不尽、……誤り等が生じない」ようにするためにには、後記3の定めがあることに留意する。

(2) 形式審査担当者による却下決議後又は合議体による議決後における役割

国税不服審判所長が裁決する場合を除き、国税不服審判所長から裁決の処理に関する権限を内部委任された所長が形式審査担当者による却下決議後又は合議体による議決後に裁決をする場合において、所長を補佐する。

具体的な事務は、次に掲げるとおりである。

イ 法規・審査担当に回付された事件について、法規・審査担当における処理の経緯を明らかにするために法規・審査担当における収受、決裁のための所長への回付及び合議体への事件の差戻しまでの各処理事績を「計画表」に記載する。

ロ 「裁決書(28号)」案について、法規・審査をする。

注)1 担当審判官が作成する「裁決書(28号)」案の内容は「議決書(21号)」の内容と同一であるから、法規・審査の対象は「裁決書(28号)」案とする。

2 法規・審査に当たっては、後記3の定めがあることに留意する。

ハ 次に該当する場合には、事件を合議体に差し戻す。この場合において、「議決報告書兼裁決決議書(29号)」に差戻し決議の表示をし、差戻しの理由及び再開の要否を「裁決決議書類審理指摘事項整理表(30号)」に記載して(「審理手続の再開等理由書(31号)」が回付されているときは、これを添付)、所長の決裁を仰いだ上で、管理係を経由して事件を差し戻す。

- (イ) 「裁決書（28号）」案の内容について、法令の解釈、法令若しくは通達の適用又は事実認定の合理性に疑義があり、かつ、その帰すうが裁決の主文に影響を及ぼすと認められるときにおいて、所長に判断を仰ぎ、所長が事件を合議体に差し戻すことを相当と認めた場合
- (ロ) 裁決の主文に影響を及ぼすと認められない場合であっても、新たに主張、証拠等を補充する必要があると認められるときにおいて、所長に判断を仰ぎ、所長が事件を合議体に差し戻すことを相当と認めた場合
- (ハ) 第2編第5章第13節《審理手続の再開》2《審理手続の再開》(1)の定めにより、担当審判官から「審理手続の再開等理由書（31号）」の回付を受けた場合（法第104条第1項又は第2項《併合審理等》の規定に該当する場合）

注)1 担当審判官は、法第97条の4の規定により審理手続を終結した後であっても、裁決までの間に、①法第104条第1項の規定により審理手続を併合する場合、②所長が主張、証拠等を補充する必要があると認めた場合等には、審理手続を再開する（基通97の4-4《審理手続の再開》）ことから、前記(イ)に該当して、事件の差戻しがあった場合においても、取消額の計算誤り等、担当審判官が審理関係人に対して新たに主張、証拠等の提出を求める必要がないときは、審理手続を再開する必要はないことに留意する。

2 差戻しがあった場合の審理手続の再開については、第2編第5章第13節2の定めがあることに留意する。

二 第2編第1章第15節《本部照会事件及び相互審査事件》2《相互審査事件》に定める相互審査事件について、「裁決書（28号）」案の記載が適正、簡潔、明瞭といえるか否かを本部と相互に審査する。

(3) 調査及び審理並びに法規・審査の全過程を通じた役割

調査及び審理並びに法規・審査の全過程を通じた役割は、次に掲げるとおりである。

イ 重要先例見込事件等の該当性について、審査請求の争点ごとに検討、判断する。この場合、第2編第1章第14節《重要先例見込事件等》1《重要先例見込事件及び重要先例指定事件》(1)、同節2《個別管理重要事件》(1)及び同節3《本部協議事件》(2)の定めがあることに留意する。

ロ 第2編第1章第15節1《本部照会事件》に定める本部照会事件について、本部照会担当者である法規・審査担当者又は所長から本部照会総括担当者として指名された法規・審査担当者は、次に掲げる事務を行う。

(イ) 本部照会担当者

本部が法令解釈等の統一を図る観点から本部への照会を必須と認めるものを除き、本部照会事件に該当するか否かを検討し、本部照会事件に該当すると認める場合には、本部照会総括担当者に報告の上、本部に照会する。なお、本部が法令解釈等の統一を図る観点から本部への照会を必須と認める事件については、本部照会担当者は、本部照会総括担当者に報告した後、本部に照会することに留意する。

(ロ) 本部照会総括担当者

形式審査担当者若しくは担当審判官又は本部照会担当者からの相談又は報告、議決報告及び法規・審査の各段階において、本部照会事件に該当するか否かを確認するほか、必要な助言をする。

3 法規・審査に当たっての留意事項

法規・審査担当者は、「裁決書（28号）」案の法規・審査に当たり、次に掲げる事項に留意する。

(1) 審理手続の適法性

次のような法令の規定により必要とされる審理手続が適正にされているか。

- イ 法第95条第3項《反論書等の提出》に規定する原処分庁に対する反論書の送付
- ロ 法第95条の2第1項《口頭意見陳述》に規定する請求人に対する意見を述べる機会の付与
- ハ 法第97条の3第1項《審理関係人による物件の閲覧等》に規定する書類その他の物件の閲覧又は写しの交付（第三者の利益を害するおそれがあると認めるととき、その他正当な理由があるときを除く。）
- ニ 法第97条の4第3項《審理手続の終結》に規定する審理手続の終結通知

(2) 審査請求の適法性

次に掲げる事項について審査請求は適法か。

- イ 第2編第1章第4節《形式審査》に定める審査請求の対象とする処分の存在など
- ロ 法第91条第1項《審査請求書の補正》の規定により審査請求書の不備の補正を求めた事項についての補正

(3) 併合審理等の適否

審査請求がされている処分について、法第104条第1項又は第2項《併合審理等》の規定により、併合審理又は併せ審理をする必要があるか。

(4) 裁決書案の内容

- イ 請求人の氏名若しくは名称及び住所若しくは所在地並びに法人が請求人の場合の代表者の肩書及び氏名は正しいか。また、原処分庁の名称は正しいか。
- ロ 原処分の表示は正しいか。
- ハ 主文は、原処分に対応しているか。
- ニ 争点は、請求人及び原処分庁の主張と対応しているか。
- ホ 請求人及び原処分庁の主張は、事実上又は法律上の主張として漏れなく記載され、及びかみ合っているか。また、両者が主張していないものを記載していないか。
- ヘ 判断に欠落部分はないか（①判断が請求人又は原処分庁の主張に対応しているか、②争点に関する部分にとどまらず、処分の適法性についても判断されているかなど）。
- ト 判断の論理に飛躍や矛盾はないか。
- チ 法令の解釈又は法令若しくは通達の適用は適正か。
- リ 法令解釈通達を相当と認めて適用する場合において、相当と認める理由が記載されているか。
- ヌ 証拠は、適正に取捨選択されているか。
- ル 事実は、十分な証拠により認定されているか。
- ヲ 記載された数額について、検算又は証拠との照合確認等が確実に行われているか。
- ワ 文書表現や法令用語の使用は適正か。

(5) 裁決要旨の記載票の内容

「裁決書（28号）」案の判断の内容が的確に記載されているか、及び争点に関して別

途定められている番号が的確に付されているか、また、法規・審査の結果、「裁決書(28号)」案の判断の内容を修正した場合において「裁決要旨の記載票」を修正したか。

第7章 審査請求の計画的な処理

第1節 標準審理期間

1 標準審理期間の設定及び具体的な標準審理期間

H28.3.24 「審査請求に係る標準的審理期間の設定について（事務運営指針）」

(1) 審査請求は、簡易迅速かつ公正な手続により国民の権利利益の救済を図る制度であり、担当審判官は、法第92条の2（審理手続の計画的進行）の規定により、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理手続の計画的な進行を図る責務を負うことからすれば、事件の審理は、審理期間に関する一定の目安を持った上で、計画的に進められるべきである。

そこで、国税不服審判所においては、事件の審理の遅延を防ぎ、請求人の権利利益の迅速な救済を図る観点から、審理期間の目安となるものとして、法第77条の2（標準審理期間）の規定により同条の「通常要すべき標準的な期間」（以下この節において「標準審理期間」という。）を定めることとする。

(2) 具体的な標準審理期間は、後記2の公にする方法により別途定める。この標準審理期間は、審査請求の態様が通常であり、かつ、国税不服審判所における審理体制も通常であることを前提にした上で必要となる期間を設定する。

〔参考〕

標準審理期間の規定が設けられた趣旨

標準審理期間の規定が設けられた趣旨について、「平成26年度 税制改正の解説」P1127には、次のように記載されている。

「改正行政不服審査法において、審理の遅延を防ぎ、審査請求人の権利利益の救済を図る観点から、審査庁となるべき行政庁は、審理期間の目安となるものとしてあらかじめ定めるよう努めるとともに、これを定めたときは、事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければならぬこととされました（行審法16、行審法61において再調査の請求に準用）。この改正に合わせ、国税通則法においても、同様の規定が創設されたものです。

なお、標準審理期間は、標準的な審理期間の目安を定めるものであり、具体的な標準審理期間をどのように定めるかは、決定又は裁決の権限を有する行政庁（国税庁長官、国税不服審判所長、国税局長、税務署長、税関長）の判断に委ねられています。

〔注〕 「公にする」具体的方法としては、審査請求書の提出先機関である審査庁となるべき行政庁又は処分庁の事務所（窓口）における備付け（掲示板等への掲示等）のほか、審査庁のウェブサイトに掲載すること、審査請求をしようとする者の求めに応じて提示すること等が考えられます。」

2 公にする方法

国税不服審判所長は、法第77条の2（標準審理期間）の規定により、標準審理期間について定めた場合には、「その事務所における備付けその他の適当な方法により公にしておかなければなら

ない」が、実際にどのような方法で公にするかは国税不服審判所長の判断に委ねられていることから、公にする方法として国税不服審判所のウェブサイトへの掲載のほか各種広報資料に掲載する。

なお、支部においては、標準審理期間を受付カウンター等において表示する必要はなく、上記の各種広報資料を、事務所内に備え付けるほか、審査請求書収受時、担当審判官等の指定通知等の各機会を捉え、請求人又は参加人に交付又は送付することとする。

3 標準審理期間を経過した事件

標準審理期間は、事件の審理期間の目安として定めるものであり、設定された標準審理期間内に裁決をしなければならない義務を国税不服審判所長に課すものではない。したがって、基通77の2－2《標準審理期間を経過した事件》に定めるとおり、事件について、当該標準審理期間を経過したからといって、不作為の違法又は裁決の手続上の瑕疵には当たらないことに留意する。

（注）標準審理期間を経過した事件については「審理の状況・予定表（32号）」の送付又は交付等を検討することに留意する。

第2節 審理手続の計画的進行

H10.6.17 「事務計画の策定、進行管理の実施及び実績報告について（事務運営指針）」
(H29.2.14改正)

1 審理手続の計画的進行

事件について、担当審判官には一定の審理権限が与えられているが、担当審判官が審理手続を迅速に行うためには、審理を計画的に進めることが必要であり、かつ、請求人、参加人及び原処分庁の審理関係人が、審理を迅速に行うとの認識を共有し、相互に協力することが必要不可欠である。

そこで、審理関係人及び担当審判官は、法第92条の2《審理手続の計画的進行》の規定により、簡易迅速かつ公正な審理の実現のため、審理において、相互に協力するとともに、審理手続の計画的な進行を図らなければならない。

2 審理手続の計画的進行に当たっての留意事項

担当審判官は、法第92条の2《審理手続の計画的進行》に規定する審理手続の計画的進行に当たり、次に掲げる事項に留意する。

- (1) 法第92条の2の規定は、審理手続の計画的な進行について審理関係人及び担当審判官に一般的な責務を課すものであるから、法第97条の2第1項《審理手続の計画的遂行》に規定するような事件に該当しない場合であっても、法第92条の2の規定により、担当審判官は事件の計画的な進行を図らなければならず、審理関係人は当該計画的な進行に協力することが求められる。
- (2) 担当審判官は、審理関係人との初回面談等において、審理関係人に対し、法第92条の2の規定の趣旨を説明し、審理手続の計画的な進行についての協力を求める。

第2編 各審查事務

第1章 各審査事務共通

この章は、審査事務手続について、担当審判官等その他国税不服審判所の職員が事件に応じて行うべき共通的なものを定めたものである。

また、この章の各節に定める審査事務手続は、第2章(審査請求書の収受等)以下に定める時系列的な審査事務手続とは異なり、当該審査事務手続のそれぞれの場面で生ずるものである。

したがって、担当審判官等その他国税不服審判所の職員は、第2章以下の審査事務手続に当たって、この章に定める各手続を併せて行う必要性の有無を常に検討する必要がある。

第1節 原処分庁の意義

法第93条第1項(答弁書の提出等)に規定する原処分庁とは、具体的には、次のとおりである。

1 審査請求の対象となった処分をした原処分庁

次に掲げる処分については、それぞれ次に掲げる者が原処分庁になる。

- (1) 税務署長、国税局長又は税関長がした処分(次の(2)の処分を除く。)

当該処分をした税務署長、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下この節において同じ。)又は税関長

- (2) 税務署長がした処分で、その処分に係る事項に関する調査が国税局の職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたもの

当該処分をした税務署長の管轄区域を所轄する国税局長

- (3) 税務署、国税局又は税関の職員がした処分

当該職員の所属する税務署、国税局又は税関の長

- (4) 登録免許税について、登記機関若しくは登録機関の長又はその職員がした処分

当該処分をした登記機関又は登録機関の長

ただし、登記官が行う登録免許税法第26条第1項(課税標準及び税額の認定)に規定する課税標準及び税額の認定処分、同法第31条第2項(過誤納金の還付等)に規定する過誤納金の還付の通知をすべき旨の請求を拒否する通知処分等の場合には、当該登記官が原処分庁となる。この場合において、登記所(法務局、地方法務局、同支局又は出張所)に複数の登記官が置かれているときは、当該登記所に確認し、原処分庁を特定する。

- (5) 登録免許税法第29条第1項及び第2項(税務署長による徴収)の規定により税務署長がした処分

当該処分をした税務署長

- (6) 自動車重量税について、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長、運輸支局長、若しくは軽自動車検査協会(以下「国土交通大臣等」という。)又はこれらの職員がした処分

当該処分をした国土交通大臣等

- (7) 自動車重量税法第14条第1項及び第2項(税務署長による徴収)の規定により税務

署長がした処分

当該処分をした税務署長

2 請求人の納税地の異動があった場合の原処分庁

所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税について納税地の異動があった場合には、当該異動後の納税地を所轄又は管轄する税務署長又は国税局長が原処分庁となる。

なお、審査請求の対象となっている処分が国税の徵収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）の場合には、上記にかかわらず原処分庁に異動は生じないことに留意する。

（注）源泉徴収に係る所得税の納税告知処分並びに不納付加算税及び不納付加算税に代えて徵収する重加算税の賦課決定処分については、上記前段の定めが適用されることに留意する。

3 税務署の統合又は分割があった場合の原処分庁

税務署の統合又は分割があった場合には、当該統合又は分割後にその納税地を所轄する税務署長が原処分庁となる。

4 所管変更があった場合の原処分庁

調査査察部等の所掌事務（調査査察部等の所掌事務の範囲を定める省令を参照）又は国税局課税部等統括国税調査官等の所掌事務（国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令を参照）について、所管の変更があった場合には、当該変更後のそれぞれの国税局長又は税務署長が原処分庁となる。

5 徵収の引継があった場合の原処分庁

国税の徵収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）がされた場合において、その後、法第43条第3項及び第4項《国税の徵収の所轄庁》の規定により徵収の引継ぎがされたときであっても、当該各処分については、当該各処分をした税務署長又は税関長が原処分庁となる。

（注）源泉徴収に係る所得税の納税告知処分並びに不納付加算税及び不納付加算税に代えて徵収する重加算税の賦課決定処分については、上記の定めの適用はないことに留意する。

第2節 事件処理経過表の作成

1 事件処理経過表の作成の意義

「事件処理経過表（23号）」は、事件について、審査請求書の收受から「裁決書（28号）」の副本の到達までの経過を明らかにするとともに、後日、国税不服審判所における審査手続の適法性を争点とする裁決取消訴訟等が提起された場合には、適正な手続を経たことを証するための書類として作成するものである。

2 事件処理経過表の記載

「事件処理経過表（23号）」は、例えば、次に掲げる者が次に掲げる各審査事務手続の経過及び事績の要点を日付順に記載する。

なお、事件の移送又は事件の回付に関する経過についても記載することに留意する。

(1) 管理係の担当者

- イ 審査請求書の收受
- ロ 審理関係人との電話又は面談
- ハ 請求人及び原処分庁への收受通知書の送付
- ニ 原処分関係処理等経過表の提出要求（提出期限も記載する。）
- ホ 担当部長審判官への事件の引継ぎ
- ヘ 裁決
- ト 「裁決書（28号）」の謄本の発送
- チ 「裁決書（28号）」の謄本の到達（配達の記録を確認し記載する。）
- リ 証拠書類等及び帳簿書類等の返還

(2) 予定担当審判官又は予定分担者

- イ 担当部長審判官からの事件の引継ぎ
- ロ 所長による形式審査担当者の指名

(3) 形式審査担当者

- イ 審査請求の適法性の検討
- ロ 補正要求等
- ハ 審理手続を経ないで却下裁決の決議
- ニ 答弁書の提出要求（提出期限も記載する。）
- ホ 担当審判官等の指定の通知
- ヘ 原処分庁に対する担当審判官名による証拠書類等の提出の要請（提出期限も記載する。）

(4) 担当審判官又は分担者

- イ 答弁書及び証拠書類等の提出並びに答弁書の副本の送付
- ロ 請求人又は参加人に対する反論書等及び証拠書類等の提出の要請（提出期限も記載する。）
- ハ 反論書等及び証拠書類等の提出並びに反論書等の副本の送付
- ニ 審理手続の計画的遂行に基づく意見聴取等
- ホ 審理関係人又は関係人その他の参考人に対する質問
- ヘ 帳簿書類等の提出要求（提出期限も記載する。）、提出された帳簿書類等の保管及び留め置き並びに当該帳簿書類等の検査
- ト 鑑定
- チ 口頭意見陳述、前記ホからトまでに定める質問等及び徵収の猶予等の各申立て並びに当該各申立てへの対応
- リ 補佐人の帯同、審理関係人による物件の閲覧等、差押えの解除等及び利害関係人からの参加の各申請並びに当該各申請への対応
- ヌ 併合審理等、請求人の地位の承継、代理人若しくは総代の選任又は解任及び書類

の送達先を代理人とする旨の申出

- ル 審理関係人の主張の追加等、主張に関する証明の求め並びに「審理の状況・予定表（32号）」及び「争点の確認表（24号）」の送付
- ヲ 合議の区分と開催日（最終合議にあっては検討内容（出席者の意見、結論）を記載する。）
- ワ 審理手続の終結の通知
- カ 証拠書類等及び帳簿書類等の返還
- ヨ 請求人若しくは原処分庁又は関係人その他の参考人との電話、面談又は書面によるやりとり

第3節 裁決書の謄本を除く各種書類の送付先についての留意事項

「裁決書（28号）」の謄本を除く各種書類の送付先又は送付について、次に掲げる場合においてはそれぞれ次による。なお、「裁決書（28号）」の謄本については、第7章第3節《裁決書の謄本の送達》1《裁決書の謄本の送達》及び第4節《裁決書の謄本の送付》の定めによる。

- 1 法第108条第1項《総代》に規定する審査請求において総代が選任されている場合 総代のうちいずれか1人を送付先とする。
- 2 法第108条第1項《総代》に規定する審査請求において総代が選任されていない場合 全ての請求人を送付先とする。

3 請求人が死亡した場合

当該請求人の相続人は、法第106条第1項《不服申立人の地位の承継》の規定により請求人の地位を承継するから、当該相続人の全てを送付先とする。ただし、「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書（7号）」により、審査請求人の地位を承継した複数の相続人のうち総代が選任されている場合は、当該総代を送付先とする。

なお、法第13条第1項《相続人に対する書類の送達の特例》の規定により、相続人全員から代表者の届出があった場合は、「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書（7号）」による総代の選任を促す。

また、請求人の死亡後に、例えば、認知請求訴訟が提起されるなどの特殊事情により、請求人の地位の承継の手続が未了となっている場合においては、当該認知請求訴訟等の確定により相続人が確定するまでの間は、その時において判明している全ての相続人を送付先とすることに留意する。

4 請求人が被収容者である場合

請求人が刑事施設に収容されている場合には、請求人の住所又は居所に送付する。ただし、当該住所又は居所が不明の場合又は請求人のために書類を受け取るべき者がいない場合には、請求人が収容されている当該刑事施設を送付先とする。

5 審査請求中に破産等があった場合

(1) 破産手続開始の決定があった場合

破産法に基づき請求人に対して破産手続開始の決定があった場合には、請求人の地位を引き継いだ破産管財人を送付先とする。

(2) 更生手続開始の決定があった場合

会社更生法に基づき請求人に対して更生手続開始の決定があった場合には、請求人の地位を引き継いだ管財人を送付先とする。

(3) 再生手続開始の決定があった場合

民事再生法に基づき請求人に対して再生手続開始の決定があった場合には、請求人を送付先とする。ただし、請求人が法人である場合において民事再生法第64条第1項《管理命令》の規定により管財人による管理を命ずる処分がされたときは、請求人の地位を引き継いだ当該管財人を送付先とする。

(注) 1 前記(1)、(2)及び(3)ただし書の請求人の地位の引継ぎについては、第9節《請求人の地位の承継》の定めがあることに留意する。

2 複数の破産管財人又は管財人があるときは、その一人を送付先とすれば足りる（破産法76②、会社更生法69②及び民事再生法70②）から、主任（窓口）となる者を選任するよう要請する。

6 請求人から書類の送達先を代理人とする申出書の提出があった場合

前記1から5までの定めにかかわらず、代理人を送付先とする。

なお、次の点に留意する。

(1) 代理人が複数選任されている場合には、送付の便宜を図るために主任（窓口）となる代理人を選任するよう要請する。

(2) 「代理人の選任（解任）届出書（3号）」において、送付先を代理人としている場合は、改めて「書類の送達先を代理人とする申出書（5号）」の提出を要しない。

(注) 参加人も代理人を選任することができる（法109③）から、前記(1)及び(2)と同様の取扱いを行う。

7 請求人が成年被後見人である場合

成年後見人を送付先とする。

なお、成年後見人から前記6と同様の申出書の提出があった場合には、当該代理人を送付先とすることに留意する。

8 請求人が未成年者である場合

原則として法定代理人を送付先とする。

なお、法定代理人から前記6と同様の申出書の提出があった場合には、当該代理人を送付先とすることに留意する。

9 請求人の納税地の異動による原処分庁の異動の場合

所得税、復興特別所得税、法人税、地方法人税、復興特別法人税、相続税、贈与税、地価税、課税資産の譲渡等に係る消費税又は電源開発促進税について納税地の異動があ

った場合には、当該異動後の納税地を所轄又は管轄する税務署長又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この節において同じ。）を送付先とする。

なお、審査請求の対象となっている処分が国税の徴収に関する処分（源泉徴収に係る所得税の納税告知処分並びに不納付加算税及び不納付加算税に代えて徴収する重加算税の賦課決定処分を除く。）及び滞納処分（その例による処分を含む。）の場合には、上記にかかわらず当該各処分をした税務署長又は国税局長を送付先とすることに留意する。

10 税務署の統合又は分割があった場合

税務署の統合又は分割があった場合には、当該統合又は分割後にその納税地を所轄する税務署長を送付先とする。

11 所管変更があった場合

調査监察部等の所掌事務（調査监察部等の所掌事務の範囲を定める省令を参照）又は国税局課税部等統括国税調査官等の所掌事務（国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令を参照）について、所管の変更があった場合には、当該変更後のそれぞれの国税局長又は税務署長を送付先とする。

12 徴収の引継ぎがされた場合

国税の徴収に関する処分及び滞納処分（その例による処分を含む。）がされた場合において、その後、法第43条第3項及び第4項《国税の徴収の所轄庁》の規定により徴収の引継ぎがされたときであっても、当該各処分については、当該各処分をした税務署長又は税関長を送付先とする。

第4節 形式審査

形式審査とは、審査請求の適法性を検討することであり、基通92-2《不適法であって補正することができないことが明らかなとき》及び基通98-1《審査請求が不適法な場合》の定めによるほか、次に定めるところによる。

なお、審査請求書の收受のときにおいて適法と判断したものが、担当審判官による調査及び審理又は法規・審査の過程において不適法と判断される場合もある。したがって、形式審査担当者、担当審判官等、分担者及び法規・審査担当者は、事務処理に当たって審査請求の適法性の検討（形式審査）を銘記しなければならない。

1 審査請求の対象となる処分の存否の検討

法第75条第1項《国税に関する処分についての不服申立て》に規定する国税に関する法律に基づく処分の存否は、基通75-1《国税に関する法律に基づく処分》の定めに基づいて検討する。

2 審査請求ができない処分等の検討

審査請求ができない処分及び不作為については、それぞれ次に掲げるところにより検討する。

- (1) 法第76条第1項《適用除外》に規定する処分
- (2) 法第76条第2項に規定する不作為

3 請求人適格の有無の検討

請求人が法第75条第1項《国税に関する処分についての不服申立て》の「処分…に不服がある者」(請求人適格)に該当するかどうかについて検討する。

4 審査請求の利益の有無の検討

法第75条第1項《国税に関する処分についての不服申立て》の「国税に関する法律に基づく処分」に該当する場合であっても、当該処分が請求人の権利又は法律上の利益を侵害していないときは、当該処分は審査請求の対象にならない。したがって、請求人が審査請求の対象とした処分に係る審査請求の利益の有無について、それぞれ次に掲げるところにより検討する。

- (1) 処分手続に関する審査請求の利益の有無
- (2) 一の更正処分における審査請求の利益の有無

5 適法な審査請求期間かどうかの検討

再調査の請求をしないで審査請求をしている場合には、処分に係る通知を受けた日又は処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内にされているかどうか、また、再調査決定を経た後の審査請求の場合には、再調査決定書の謄本の送達があった日の翌日から起算して1月以内にされているかどうか、さらに、これらの各期間を経過している場合には、法第77条第1項から第3項《不服申立期間》までに規定する正当な理由があるかどうかなどについて検討する。

- (1) 処分に係る通知を受けた日
- (2) 処分に係る通知を受けた者以外の者が不服申立人である場合の処分があったことを知った日
- (3) 処分を受けた者が審査請求前に死亡した場合の審査請求期間の起算日
- (4) 処分庁以外の税務署長等に審査請求書が提出された場合の審査請求書の提出日。
- (5) 総代、管財人、相続人等が存在するときの送達の効力
- (6) 審査請求期間と除斥期間との関係
- (7) 審査請求書の提出時期

6 再調査の請求の適法性の検討

再調査の請求を経て行われた審査請求の場合においては、当該再調査の請求の適法性について検討をする。

7 再調査決定を経ずして行われた審査請求の正当な理由の有無の検討

再調査の請求をした場合には、法第75条第4項《国税に関する処分についての不服申立て》の規定により、原則として、当該再調査の請求についての決定を経た後でなければ、審査請求をすることができないのであるが、法第75条第4項第2号の規定に基づき、審査請求が再調査決定を経ないで、再調査の請求をした日（再調査の請求書の不備を補正

すべきことを求められた場合にあっては、当該不備を補正した日）の翌日から起算して3月を経過する以前にされたときは、第15節《本部照会事件及び相互審査事件》に定める本部照会の上、同号の「再調査の請求についての決定を経ないことにつき正当な理由」があるかどうかについて検討する。

8 再調査の請求書と審査請求書が同時に提出された場合

納税者が再調査の請求と審査請求を同時にしたときについては、納税者に対し、審査請求を選択した場合には、法第110条第2項第3号《不服申立ての取下げ》の趣旨から当該再調査の請求は取り下げられたものとして取り扱われ、再調査の請求は再調査審理庁において審理されない旨説明し、再調査の請求と審査請求のいずれを選択するのかその意思を確認する。

9 審査請求先が適法であるかどうかの検討

本部、支部又は支所が收受した審査請求書について、審査請求に係る原処分庁、処分の内容及び処分に係る教示に照らし審査請求が国税不服審判所長に対するものとして適法であるかどうかの検討は、法第75条《国税に関する処分についての不服申立て》及び法第112条《誤った教示をした場合の救済》の各規定並びに基通112-2《教示に関する他の救済規定との関係》の定めによる。この場合において、審査請求書の提出先は、原処分庁の管轄区域を管轄する支部以外の支部に提出されたときであっても、違法にはならないことに留意する。

10 裁決済の処分についての審査請求でないかどうかの検討

審査請求の対象となった処分について、既に裁決がされている場合には、再び審査請求をすることができないから、既に裁決がされているかどうかを検討する。この場合において、再調査の請求後3月を経過する以前にされた審査請求を却下した裁決は、国税不服審判所長が当該処分の適法性及び相当性について判断していないから、その後、法第75条第3項又は第4項第1号《国税に関する処分についての不服申立て》の規定により再び審査請求がされたときは、裁決済とはならないことに留意する。

(注) 裁決を経た後の処分については、国税通則法に再審査請求をすることができる旨の規定がないから、審査法第6条《再審査請求》の規定による再審査請求はできないことに留意する。

11 審査請求中の処分について再度審査請求されたものかどうかの検討

審査請求中の処分については再度の審査請求（二重の審査請求）はできないから、審査請求がされた処分について、審査請求中のものであるかどうかを検討する（名古屋高判（金沢支部）昭53.6.23、月報24巻10号2144ページ、税資101号563ページ参照）。

第5節 審査請求書の記載事項及び添付書類の審査並びに補正の方法

審査請求書の記載事項及び審査請求書に添付すべき書類の添付の有無についての審査並びに審査の結果、補正が必要な事項を認めた場合の補正要求又は職権による補正等は、法

第87条《審査請求書の記載事項等》、法第91条《審査請求書の補正》及び法第124条《書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等》の規定並びに基通91-1《補正要求を行う場合》及び基通91-2《補正要求の方法》の定めによるほか、次に定めるところによる。

なお、審査請求書の記載事項等の審査及び補正要求は、形式審査担当者が行った後、担当審判官又は分担者においても行うことに留意する。

また、この節における補正要求又は職権による補正等の事務は、第2章第1節《審査請求書等の収受》の定めによる、持参された審査請求書を收受する際に総務係又は管理係の担当者が行う確認事務とは異なることに留意する。

1 振込の方法

補正の方法は次のとおりである。

なお、補正の手続は、第3章第2節《形式審査担当者の事務》に記載のとおりである。

(1) 補正要求

補正要求は、審査請求書の記載内容及び添付書類の審査の結果、不備を補正することによって適法と認められる審査請求について、後記(2)の場合を除いて、「審査請求書の補正について(33号)」の別紙「審査請求書の補正書(2号)」等の書面により行う。なお、法第91条第2項《審査請求書の補正》の規定により、請求人又は代理人は、支部又は支所に出向いて補正すべき事項について陳述することができるから、これらの者から補正を口頭により行う旨の申出があったときは、これに応ずることとする。この場合において、これらの者の陳述内容を「陳述録取書(34号)」に録取し、陳述者に署名押印を求める。

(2) 職権による補正

職権による補正は、審査請求書の記載内容の欠陥又は不備が軽微なものについて、電話により請求人又は代理人の意思を確認して行う方法又は確認しないで行う方法による。

この場合において、審査請求書の記載内容及び添付書類又は原処分関係書類等によって、審査請求書の必要的記載事項が判明するときは、これらの者の意思を確認しないで職権により補正し、他方、当該書類等では当該事項が判明しないときは、これらの者の意思を確認した上で職権により補正する。

注1 職権により補正する場合には、当該補正の結果、審査請求の対象、趣旨又は理由に変更を来すことがないよう留意する。

2 電話による方法で請求人等の意思を確認することができない場合は、「審査請求の内容確認について(連絡依頼)(202号)」を活用し、請求人等と連絡を取るよう努める。

2 審査請求書の記載事項等の審査及び不備があった場合の補正の方法

法第91条第1項《審査請求書の補正》の規定に基づき補正要求又は職権による補正等をすることになるが、この場合の審査請求書の審査すべき記載事項等、当該記載事項等についての不備等の内容及び不備等に対する補正の方法は、おおむね次に定めるとおりである。【省略】

また、下記以外の事項で審査請求書に記載が必要であるにもかかわらず記載がない場

合は、個別に補正対応する。

なお、補正は、形式審査時において対応するもの又は形式審査後の請求人面談時等に対応するものなど、その時期及び場面は異なる場合がある。そのため、「職権補正」と記載している場合であっても、「補正要求」が適している場合があることに留意する。

3 補正の対象にならないもの等

(1) 補正の対象にならないもの

イ 審査請求の適法性を検討した結果、明らかに不適法な審査請求であると認めた場合には、審査請求書等に欠落又は不備があったとしても補正を求めることがないことに留意する。

ロ 審査請求書に記載した審査請求の対象とした処分以外の別個の処分を補正により審査請求の対象に含めることはできない。

例えば、更正処分と加算税の賦課決定処分とが同時に行われた場合に、審査請求書の「審査請求に係る処分（原処分）」欄に更正処分のみの記載しかなく、「審査請求の理由」欄の記載からも加算税の賦課決定処分を審査請求の対象とする意思が読み取れないときは、加算税の賦課決定処分を補正により審査請求の対象とはできない。この場合において、請求人が加算税の賦課決定処分を審査請求の対象としたいときは、別途加算税の賦課決定処分を審査請求の対象とする審査請求書の提出が必要である。

また、更正処分と青色申告の承認の取消処分とが同時に行われた場合に、審査請求書の「審査請求に係る処分（原処分）」欄に更正処分のみの記載しかなく、「審査請求の理由」欄の記載からも青色申告の承認取消処分を審査請求の対象とする意思が読み取れないときは、青色申告の承認取消処分を補正により審査請求の対象とはできない。この場合において、請求人が青色申告の承認取消処分を審査請求の対象としたいときは、別途青色申告の承認取消処分を審査請求の対象とする審査請求書の提出が必要である。

（注）上記の各例示の場合において、「審査請求の理由」欄等の記載から加算税の賦課決定処分又は青色申告の承認取消処分を審査請求の対象とする意思が明らかなどときは、職権により補正することに留意する（前記2《審査請求書の記載事項等の審査及び不備があった場合の補正の方法》(6)ハ(ロ)参照）。

ハ 1通の審査請求書の趣旨において原処分の取消しと併せて再調査決定の取消しを求めている場合において、当該再調査決定の取消しの求めを補正することはできないことに留意する。なお、当該再調査決定の取消しを求める審査請求を取り下げない限りは、原処分に係る裁決に併せて当該審査請求を却下する旨の裁決をする。

(2) 例外的措置

審査請求の対象については、前記(1)ロのとおり、審査請求書に記載した審査請求の対象とした処分以外の別個の処分を補正により審査請求の対象に含めることはできないが、基通92-1《再調査決定について審査請求がされた場合の措置》の定めがあることに留意する。

第6節 審理手続の併合・分離

法第104条第1項(併合審理等)の規定による審理手続の併合又は分離の手続は、次に定めるところによる。

1 審理手続の併合

(1) 審理手続を併合する審査請求

数個の審査請求が一の処分又は相互に密接に関係する複数の処分を対象としている場合等において、法第104条第1項(併合審理等)の規定により審理手続を併合することができる審査請求には、基通104-1《併合審理ができる場合》及び基通104-2《みなす審査請求と併合審理》に定めるほか、例えば、次に掲げる審査請求が含まれる。

(注) 法第97条の4《審理手続の終結》に規定する審理手続の終結の後に審理の併合を行う場合には、審理手続を再開することに留意する。

イ 請求人が同一である審査請求の場合

(イ) 複数年分又は複数事業年度分の更正処分若しくは決定処分若しくは更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分についての各審査請求

(ロ) 更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分又は一部を認容する更正処分がされた後、更正処分又は再更正処分がされている場合において、当該更正処分又は再更正処分についての審査請求と当該通知処分又は一部を認容する更正処分についてその後にされた審査請求

(注) 1 前記(ロ)の場合においては、審理手続を併合することに留意する。

2 基通104-1(5)に定める各審査請求について、その先後を問わないことを定めたものである。

(ハ) 修正申告に係る加算税の賦課決定処分についての審査請求と当該修正申告についての更正の請求に対する更正をすべき理由がない旨の通知処分又は一部を認容する更正処分についての審査請求

(ニ) 二度にわたり修正申告がされ、当該各修正申告について加算税の賦課決定処分がそれぞれされている場合における当該各賦課決定処分についての各審査請求

(リ) 法人税若しくは所得税の更正処分又は決定処分についての審査請求と消費税の更正処分又は決定処分についての審査請求

(ル) 法人税若しくは所得税についての青色申告の承認の取消処分についての審査請求と消費税の更正処分又は決定処分についての審査請求

(ト) 課税処分についての審査請求と滞納処分についての審査請求

(注) 複数の処分についての審査請求が、1通の審査請求書においてされている場合又は收受年月日を同じくして複数の審査請求書においてされている場合には、審理手続は併合して行うことになるが、後記(2)の当該併合のための決裁等の手続は要しないことに留意する。

ロ 請求人が異なる審査請求の場合

次に掲げる審査請求のように、請求人が異なる審査請求の場合において審理手続を併合するときは、請求人全員からの口頭又は書面による申出を要件とすることに留意する。

- (イ) 共有物件に係る登録免許税の還付請求についてされたそれぞれの審査請求
- (ロ) 法人の役員の給与所得についてされた源泉徴収に係る所得税の納税告知処分についての審査請求（請求人は当該法人）と当該給与所得に係る当該役員の申告所得税についてされた更正処分についての審査請求（請求人は当該役員）
- (ハ) 連結所得に係る法人税の更正処分についての審査請求と当該更正処分の内容に関する連結子法人の消費税の更正処分についての審査請求
- (ニ) 請求人の間に、夫婦、親子、兄弟、関連した法人等密接な人的、社会的関係がある場合の当該各審査請求
 - (注) 関連した法人とは、人的又は資本的関係のある法人のほか、会社分割による分割後の各会社を含む。

(2) 審理手続を併合するための決裁等の手続

イ 支部内において審理手続を併合する場合

前記(1)により審理手続を併合する場合には、合議体の決定を経た後、分担者は、「審査請求事件併合（分離）決議書（35号）」及び「審査請求の併合（分離）についてのお知らせ（36号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、当該「審査請求の併合（分離）についてのお知らせ（36号）」を当該併合に係る全ての審理関係人に送付又は交付する。ただし、前記(1)イ注書に該当する場合には、これらの手続は要しない。

なお、審理手続の併合は、收受年月日の古い審査請求に新しい審査請求を併合することに留意する。この場合において、審理手続を併合することができる審査請求の担当審判官等が異なるときは、関係する担当部長審判官が協議し、所長の決裁を経た上で、担当審判官等の変更の手続を行う。

(注) 審理手続を併合した場合には、基通104-3《併合審理をした場合の裁決》の定めに準じて、それぞれの審査請求について議決しなければならないが、前記(1)イに該当するときは、一通の議決書の作成で足りることに留意する。

ロ 支部間における審査請求の審理手続を併合する場合

- (イ) 担当審判官は、担当する事件に関して他の支部において審査請求中の事件を併合する必要があると認めた場合には、合議体の決定により、所長の決裁を経た後、併合すべき理由を付して、国税不服審判所長に上申する。この場合において、併合に係る合意は全ての請求人から徴することとし、当該同意については書面により行うことに留意する。
- (ロ) 前記(イ)の上申を受けた本部は、当該他の支部の所長の意見を徴した上で審理手続を併合するかどうかを決定する。

審理手続の併合を必要と認めた場合には、事件を担当する支部を決定して各所長に通知する。

また、審理手続の併合を要しないと認めた場合には、その旨を前記(イ)の上申をした所長に通知する。

- (ハ) 前記(ロ)により審理手続を併合する場合において、事件を担当しないこととなる支部の分担者は、速やかに事件を担当する支部に移送するとともに、「審査請求の併合（分離）に伴う事件の移送について（37号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、審理関係人に送付又は交付する。

また、審理手続の併合を要しない場合には、前記(イ)により当該併合について意思

確認をした請求人に併合しない旨を口頭で連絡する。

- (ニ) 前記(ロ)により事件を担当する支部の所長は、担当審判官の指定をするとともに、前記イに準じて審理手続の併合の手続を行う。

(3) 事件処理経過表等への記載

審理手続を併合した場合において「事件処理経過表（23号）」及び「事績表」には、当該併合した事件について「〇年〇月〇日受付番号〇号事件を併合」と、また、併合された事件について「〇年〇月〇日受付番号〇号事件に併合」と記載する。

なお、請求人が同一である場合の併合後の調査及び審理の経過等については、併合した事件の「事件処理経過表（23号）」に記載することに留意する。

(注) 「受付番号」は、「審査請求事件整理簿（38号）」に記載された番号を指す。

2 審理手続の分離

担当審判官は、審理手続を併合した審査請求について、法第104条第1項《併合審理等》の規定により審理手続を分離する場合は、合議体の決定を経た後、所長の決裁を仰ぐが、その手続は次による。

なお、例えば、当該役員が当該法人の役員としての地位を喪失した場合など当該法人と当該役員との間に密接な人的、社会的関係が失われたときは、併合した審理手続を存続するか否か検討を要することに留意する。

(注) 法第97条の4《審理手続の終結》に規定する審理手続の終結後は、この取扱いをしないことに留意する。

(1) 審理手続を併合した審査請求を支部内において分離する場合

分担者は、「審査請求事件併合（分離）決議書（35号）」及び「審査請求の併合（分離）についてのお知らせ（36号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、当該「審査請求の併合（分離）についてのお知らせ（36号）」を当該分離に係る全ての審理関係人に送付又は交付する。この場合において、原則として担当審判官等の変更はしないこととし、担当審判官等の変更が必要なときは、担当審判官等の変更に関する手続を行う。

(2) 審理手続を併合した審査請求を支部間において分離する場合

イ 所長は、審理手続を併合した審査請求につき、審理手続を分離する必要があると認めた場合には、分離すべき理由を付して、国税不服審判所長に上申する。この場合において、分離に係る合意は全ての請求人から書面により徴することに留意する。
ロ 前記イの上申を受けた本部は、当該他の支部の所長の意見を徴した上で審理手続を分離するかどうかを決定する。

審理手続の分離を必要と認めた場合には、関係する各所長に通知する。

また、審理手続の分離を要しないと認めた場合には、その旨を前記イの上申をした所長に通知する。

ハ 前記ロにより審理手続を分離する場合において、審理手続を分離する事件を担当する支部の分担者は、前記(1)に準じて審理手続の分離の手続をし、速やかに分離された事件を担当する支部に移送するとともに、「審査請求の併合（分離）に伴う事件の移送について（37号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、審理関係人に送付又は交付する。また、審理手続の分離を要しない場合には、前記イにより当該分離について意思確認をした請求人に分離しない旨を口頭で連絡する。

ニ 前記ロにより分離された事件を担当する支部の所長は、担当審判官等を変更する手続を行う。

(3) 事件処理経過表等への記載

審理手続を分離した場合において「事件処理経過表（23号）」及び「事績表」には、当該分離した事件について「〇年〇月〇日受付番号〇号事件を分離」と、また、分離された事件について「〇年〇月〇日受付番号〇号事件から分離」と記載する。

(注) 「受付番号」は、「審査請求事件整理簿（38号）」に記載された番号を指す。

第7節 併せ審理

法第104条第2項又は同項の規定を準用する第4項《併合審理等》の規定による併せ審理の手続は、次に定めるところによる。

1 併せ審理することができる他の更正決定等

法第104条第2項又は第4項《併合審理等》の規定により併せ審理することができる他の更正決定等については、基通104-4《併せ審理》に定めるほか、例えば、次に掲げる他の更正決定等が含まれる。

なお、法第97条の4《審理手続の終結》に規定する審理手続の終結の後に併せ審理を行う場合には、審理手続を再開することに留意する。

- (1) 更正処分及び加算税の賦課決定処分がされている場合において、当該更正処分について審査請求がされており、裁決において当該更正処分の全部又は一部を取り消す場合の当該賦課決定処分
(注) 審査請求がされている更正処分の全部又は一部を取り消す場合において、加算税の賦課決定処分について併せ審理をするときは、後記3に定める併せ審理に関する手続を要しないことに留意する。
- (2) 加算税の賦課決定処分について審査請求がされている場合において、当該加算税についてされた増額の変更決定処分がある場合の当該変更決定処分
- (3) 消費税の更正処分について審査請求がされている場合において、同一課税期間に係る地方消費税についてされた更正処分（地方税法附則第9条の11第2項《譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例》及び法第104条第2項）
- (4) 所得税又は復興特別所得税の更正処分について審査請求がされている場合において、同一年分に係る復興特別所得税又は所得税についてされた更正処分（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第33条第3項第2号《復興特別所得税に係る所得税法の適用の特例等》及び法第104条第2項）
- (5) 法人税又は復興特別法人税の更正処分について審査請求がされている場合において、同一事業年度に係る復興特別法人税又は法人税についてされた更正処分（東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第63条第2項第2号《復興特別法人税に係る法人税法の適用の特例等》及び法第104条第2項）
- (6) 法人税又は地方法人税の更正処分について審査請求がされている場合において、同一事業年度に係る地方法人税又は法人税についてされた更正処分（地方法人税法第26

条第6項(更正等の期間制限の特例等)及び法第104条第2項)

2 併せ審理するかどうかの判断に当たっての留意事項

法第104条第2項又は第4項(併合審理等)の規定により併せ審理をするかどうかの判断に当たっては、基通104-5(加算税についての審査請求)及び104-6(不服申立ての決定又は裁決)の定めに留意するほか、次の事項に留意する。

- (1) 更正処分について審査請求がされている場合において、当該更正処分についてされた増額の再更正処分があるときは、当該再更正処分は必ず併せ審理する。
- (2) 不服申立てがされていない更正処分(却下の決定又は裁決が既にされているものを含む。)についてされた増額の再更正処分があり、当該再更正処分について審査請求がされている場合において、国税不服審判所の認定額が当該更正処分に係る課税標準等及び税額等を下回ることが見込まれるときは、当該更正処分は必ず併せ審理する。
- (3) 修正申告に係る加算税の賦課決定処分がある場合において、その後に行われた同一の課税標準等又は税額等に係る更正処分とこれに伴う加算税の賦課決定処分に対し審査請求がされているときは、更正処分と修正申告は併せ審理することができないから、修正申告に係る加算税の賦課決定処分は併せ審理の対象にならない。
- (4) 併せ審理は、併せ審理の対象となる他の更正決定等に関する法第77条第1項(不服申立期間)に規定する3月を経過してから行う。

3 併せ審理するための決裁等の手続

併せ審理をする場合には、合議体の決定を経た後、分担者は「審査請求事件併せ審理決議書(39号)」及び「審査請求についての併せ審理の通知書(40号)」を作成し、所長の決裁を経た上で、当該「審査請求についての併せ審理の通知書(40号)」を当該併せ審理に係る全ての審理関係人に送付又は交付する。

当該「審査請求についての併せ審理の通知書(40号)」の送付又は交付に当たっては、期限を定めて、原処分庁に対して当該併せ審理をする他の更正決定等に係る審理のために必要な書類その他の物件の提出を要請し、また、請求人に対して当該他の更正決定等に対する主張を明らかにするよう要請する。

なお、当該「審査請求についての併せ審理の通知書(40号)」の送付又は交付の時期については、前記2(4)の定めに準ずることに留意する。

- 〔注〕1 請求人の主張が口頭でされた場合には、その要点を「陳述録取書(34号)」に記録し、請求人の署名押印を求める。
- 2 担当審判官は、請求人の主張に関する書面を原処分庁に送付又は交付し、期限を定めて当該主張に対する原処分庁の主張を書面により提出するよう求める。

4 事件処理経過表への記載

併せ審理をした場合において「事件処理経過表(23号)」には、併せ審理した他の更正決定等について「○年○月○日付○○処分を併せ審理」と記載する。

第8節 審査請求と国税の徴収

法第105条第4項、第5項及び第7項《不服申立てと国税の徴収との関係》の規定による徴収の猶予等又は差押えの解除等を求める場合等の手続は、基通105-2《相当と認めるとき》の定めのほか、次に定めるところによる。

1 徴収の猶予等

(1) 徴収の猶予等を求める必要があると認める場合

法第105条第4項《不服申立てと国税の徴収との関係》に規定する「必要があると認める場合」とは、次に掲げる場合をいう。ただし、審査請求が明らかに不適法であるため却下すべきものと認められる場合を除く。

イ 審査請求の対象となった処分の全部又は一部についての取消しが見込まれる場合
ただし、当該取消しが見込まれる税額に限る。

ロ 審査請求に理由がないと認められるときを除き、請求人（又は納税者以外の者が請求人であるときの納税者）の誠意、資力の状況からみて、その審査請求の対象となった処分の全部又は一部についての取消しが見込まれるときの、当該取消しが見込まれる額を控除した残額に徴収不足を生ずるおそれがないと認められる場合

ハ 審査請求にある程度の理由があり、かつ、審査請求の対象となった処分に係る国税につき滞納処分を執行することにより、請求人（又は納税者以外の者が請求人であるときの納税者）の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある場合

ニ 前記イからハまでに類する理由がある場合

(2) 請求人の申立方法

管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、請求人から徴収の猶予等の申立てが口頭であった場合には、原則として「徴収の猶予等の申立書（18号）」を提出するよう説明する。この場合において、当該「徴収の猶予等の申立書（18号）」の提出がないときは、請求人の口頭による申立ての要点を「陳述録取書（34号）」に録取し、請求人に署名押印を求める。

なお、再調査の請求において請求人から徴収の猶予等の申立てがされ、再調査審理庁がこれに対し措置をしないうちに、法第89条《合意によるみなす審査請求》又は第90条《他の審査請求に伴うみなす審査請求》の規定により、当該再調査の請求が審査請求とみなされた場合には、請求人の意思を確認した上で、徴収の猶予等を求めるときは、改めて申立てをさせる。

上記の各申立てに当たっては、徴収の猶予等を求める理由を具体的に記載又は陳述させることに留意する。

（注）請求人の滞納国税について督促がされているが、差押処分等がされていない場合において、請求人から滞納処分の続行の停止を求める旨の申立てがされたときは、当該申立てをもって法第105条第4項の規定による徴収の猶予等の申立てがあつたものとして取り扱うことにして留意する。

(3) 請求人の申立てに対して徴収の所轄庁に意見を求める場合

請求人から徴収の猶予等の申立てがあつた場合において、形式審査担当審判官又は担当審判官が、審査請求が明らかに不適法であるため却下すべきものと認めたときは、形式審査担当分担者又は分担者は、「徴収の猶予等の申立てに対するお知らせ（41号）」を作成し、その理由欄には、例えば、「徴収を猶予する事情は認められません」と記載

して、所長の決裁を経た上で、請求人に送付又は交付する。

(4) 徴収の所轄庁への意見の求め

担当審判官は、前記(3)の場合及び明らかに徵収の猶予等の必要性がないと認められる場合を除き、合議体の決定を経た後、徵収の所轄庁に意見を求める。この場合において、分担者は、「徵収の猶予等に関する意見について（42号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、徵収の所轄庁に送付又は交付する。

(5) 徵収の所轄庁への意見を求めた後の措置

イ 徵収の所轄庁に対する徵収の猶予等の求め

次に該当する場合には、合議体の決定を経た後、所長は徵収の所轄庁に対して徵収の猶予等を求める。この場合において、分担者は、徵収の所轄庁に対しては「徵収の猶予等について（43号）」を、請求人に対しては「徵収の猶予等の措置についての通知（44号）」を作成し、いずれも所長の決裁を経た上で、徵収の所轄庁又は請求人に送付若しくは交付する。

(イ) 徵収の所轄庁から徵収の猶予等をすることについて支障がない旨の意見が提出された場合

(ロ) 徵収の所轄庁から徵収の猶予等をすることについて支障がある旨の意見が提出されたが、所長が徵収の猶予等を求めるかどうかを再度検討した結果、徵収の猶予等が必要であると認めた場合

(ハ) 管理係の担当者又は担当審判官は、徵収の猶予等を求めた後、裁決又は審査請求の取下げがあった場合において、原処分庁と徵収の所轄庁が異なるときは、裁決又は取下げがあった旨を徵収の所轄庁に連絡することに留意する。

ロ 徵収の猶予等を求めない場合

合議体の決定を経た後、所長が徵収の猶予等を求めないこととした場合には、分担者は、徵収の所轄庁に対しては「徵収の猶予等を求めない旨の通知（45号）」を、請求人の申立てがあるときは請求人に対して「徵収の猶予等の申立てに対するお知らせ（41号）」を作成し、いずれも所長の決裁を経た上で、徵収の所轄庁又は請求人に送付若しくは交付する。

(6) 徵収の猶予等の取消しについての同意

法第105条第7項の規定により徵収の所轄庁から徵収の猶予等の取消しについての同意を求められた場合には、合議体は、その求めの事情を検討し、同意するかどうかを決定する。この場合において、分担者は、同意する旨又は同意しない旨を記載した適宜の書面を作成し、所長の決裁を経た上で、徵収の所轄庁に送付又は交付する。

2 差押えの解除等

(1) 請求人の申請方法

管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、請求人から差押えの解除等の申請が口頭であった場合には、原則として「滞納処分による差押えの解除等の申請書（19号）」を提出するよう説明する。この場合において、当該「滞納処分による差押えの解除等の申請書（19号）」の提出がないときは、請求人の口頭による申請の要点を「陳述録取書（34号）」に録取し、請求人に署名押印を求める。

なお、再調査の請求において請求人から差押えの解除等の申請がされ、再調査審理

庁がこれに対し措置をしないうちに、法第89条《合意によるみなす審査請求》又は第90条《他の審査請求に伴うみなす審査請求》の規定により、当該再調査の請求が審査請求とみなされた場合には、請求人の意思を確認した上で、差押えの解除等を求めるときは、改めて申請させる。

上記の各申請に当たっては、差押えの解除等を求める事情を具体的に記載又は陳述させることに留意する。

(2) 差押えの解除等の求めに関する措置

イ 差押えの解除等の検討

担当審判官は、法第105条第5項《不服申立てと国税の徴収との関係》の規定により請求人が差押えの解除等を求めた場合には、徴収の所轄庁から担保の評価額、確実性等及び差押えの解除等に対する意見を書面で提出させた上で、徴収の所轄庁において定められている評価基準に基づいて担保を評価し、差押えの解除等を求めるかどうかを検討する。

なお、審査請求が明らかに不適法な場合には、後記ハの事務手続を行うことに留意する。

ロ 差押えの解除等の求め

合議体の決定を経た後、所長が確実と認められる評価額の範囲内において徴収の所轄庁に差押えの解除等を求めることが相当と認める場合には、差押えの解除等を求める。この場合において、分担者は、徴収の所轄庁に対しては「滞納処分による差押えの解除等について(46号)」を、請求人に対しては「差押えの解除等の措置についての通知(47号)」を作成し、いずれも所長の決裁を経た上で、徴収の所轄庁又は請求人に送付若しくは交付する。

(注) 管理係の担当者又は担当審判官は、差押えの解除等を求めた後、裁決又は審査請求の取下げがあった場合において、原処分庁と徴収の所轄庁が異なるときは、裁決又は取下げがあった旨を徴収の所轄庁に連絡することに留意する。

ハ 差押えの解除等を求めるない場合

合議体の決定を経た後、所長が差押えの解除等を求めるないこととした場合には、分担者は、徴収の所轄庁に対しては「差押えの解除等を求めるない旨の通知(48号)」を、請求人に対しては「差押えの解除等の申請に対するお知らせ(49号)」を作成し、いずれも所長の決裁を経た上で、徴収の所轄庁又は請求人に送付若しくは交付する。

(3) 差押えの解除等の取消しについての同意

法第105条第7項の規定により徴収の所轄庁から差押えの解除等の取消しについての同意を求められた場合には、合議体は、その求めの事情を検討し、同意するかどうかを決定する。この場合において、分担者は、同意する旨又は同意しない旨を記載した適宜の書面を作成し、所長の決裁を経た上で、徴収の所轄庁に送付又は交付する。

第9節 請求人の地位の承継

法第106条《不服申立人の地位の承継》の規定による請求人の地位の承継については、基通106-1《相続人》から106-5《地位承継の効果》までの定めによるほか、次に定めるところによる。

1 相続又は合併若しくは分割による請求人の地位を承継した事実の確認等

(1) 事実の確認

管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、法第106条第1項及び第2項（不服申立人の地位の承継）に規定する地位の承継については、「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書（7号）」などの同条第3項に規定する請求人の地位を承継した旨の届出書に添付された戸籍謄本、登記事項証明書等によりその事実を確認する。この場合において、戸籍謄本、登記事項証明書等が添付されていないときは、その提出を求める。

注1 地位の承継の事実を証する書面の提出を求めたにもかかわらず提出がない場合でも、基通106-5（地位承継の効果）の定めがあることに留意する。

2 原則として、民法第915条第1項（相続の承認又は放棄をすべき期間）に規定する3月を経過するまでは「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書（7号）」の提出しようようを差し控えることに留意する。

(2) 地位の承継に関する留意事項

イ 処分を受けた者が審査請求前に死亡した場合には、納税義務を承継した相続人が納税者として審査請求をするのであるから、当該相続人については、法第106条第1項及び第3項の規定の適用はない。

ロ 管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、審査請求書の收受後、「裁決書（28号）」の謄本を発送するまでの間において請求人の死亡を知った場合には、相続人の有無を確実に調査する。

ハ 請求人の相続人が2人以上ある場合において、管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、法第13条第1項又は第2項（相続人に対する書類の送達の特例）の規定により相続人の代表者が指定されていないとき又は法第108条第1項若しくは第2項（総代）の規定により総代が互選されていないときは、全ての相続人に対して通知その他の行為を行う。

ニ 請求人の死亡後に、例えば、認知請求訴訟が提起されるなどの特殊事情により、請求人の地位の承継の手続が未了となっている場合においては、当該認知請求訴訟等の確定により相続人が確定するまでの間は、その時において判明している全ての相続人に対して通知その他の行為を行う。

ホ 相続人のあることが明らかでない場合における法第106条第1項括弧書に規定する民法第951条（相続財産法人の成立）の相続財産の法人の活動は、民法第952条第1項（相続財産の管理人の選任）に規定する相続財産の管理人が選任されてから実質的に行われることになるから、管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、当該選任後審査事務を再開する。この場合において、原処分庁が同条第1項に規定する利害関係人に該当するときは、原処分庁に対して家庭裁判所に相続財産の管理人の選任の請求を要請する。

なお、国税不服審判所長、所長及び担当審判官等は、民法第952条第1項に規定する利害関係人に該当しないことから、相続財産の管理人の選任の請求はできない。

ヘ 民法第958条の3（特別縁故者に対する相続財産の分与）に規定する特別縁故者は、同法第952条第1項に規定する利害関係人として相続財産の管理人の選任を請求する

ことができるが、請求人の地位を承継することはできない。

ト 所長は、請求人の死亡を知った場合には、原則として、民法第915条第1項《相続の承認又は放棄をすべき期間》に規定する3月を経過するまでは裁決を差し控える。

ただし、相続人全員から前記期間（3月）の経過を待たずに「審査請求人の地位承継及び総代選任の届出書（7号）」の提出があった場合などには、裁決して差し支えない。

③ 原処分庁に対する通知

請求人の地位の承継があった場合には、管理係の担当者、形式審査担当者又は分担者は、「審査請求人の地位の承継について（50号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、原処分庁に送付又は交付する。

2 審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けたことによる地位の承継

① 申請に対する決定

イ 管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、法第106条第4項《不服申立人の地位の承継》に規定する審査請求の目的である処分に係る権利を譲り受けた者から、「審査請求人の地位の承継の許可申請書（8号）」などにより、当該審査請求について請求人の地位を承継したい旨の申請書が提出された場合には、当該申請書に添付された処分に係る権利を譲り受けた原因を証する書類等によりその事実関係を確認する。

なお、権利承継の事実又はその内容等に関する争いが審査請求の処理に悪影響を及ぼすおそれがない限り、許可する。

ロ 管理係の担当者、形式審査担当分担者又は分担者は、前記イの申請の許可又は不許可について、「審査請求人の地位の承継の許可申請に対する通知について（51号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、当該申請をした者に送付又は交付する。この場合において、事件について担当審判官が指定されているときには、合議体の決定を経た後に所長の決裁を仰ぐのであるから留意する。

② 権利の譲受けによる地位の承継に関する留意事項

権利の譲受けによる地位の承継があった場合において、権利を譲渡した者の代理人の代理権は、当該譲渡者が審査請求手続から脱退することに伴い、当然に消滅する。

なお、当該代理人が譲受者の代理人になる場合には、「代理人の選任（解任）届出書（3号）」、委任状など令第37条の2第1項《代理人等の権限の証明等》に規定する書面を提出させる。

③ 原処分庁に対する通知

前記①イの申請を許可した場合には、管理係の担当者、形式審査担当者又は分担者は、「審査請求人の地位の承継について（50号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、原処分庁に送付又は交付する。

3 破産法、会社更生法又は民事再生法の規定に基づく請求人の地位の承継

審査請求中において、請求人について破産手続開始若しくは更生手続開始の決定があった場合又は民事再生手続において管理命令が発せられた場合には、当該審査請求の手続は中断する（破産法46及び44①、会社更生法53及び52①並びに民事再生法69及び67②

参照)。

中断後の審査請求の手続は、次による。

- (1) 破産管財人又は管財人が審査請求手続の受継の申立てをする場合
- (2) 破産管財人又は管財人が審査請求手続の受継の申立てをしない場合
- (3) 破産手続等が終了した場合

4 破産管財人が請求人である場合において破産手続が終了したときの請求人の地位の承継

第10節 代理人

法第107条《代理人》の規定による代理権限の存否の確認等は、基通107-1《納税管理人による代理》から基通107-8《代理権消滅の効果》までの定めによるほか、次に定めるところによる。

1 審査請求がされたときの代理権限の存否の確認等

- (1) 管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、代理人について記載された審査請求書又は書面の提出があった場合には、令第32条第3項(審査請求書の添付書類等)に規定する代理人の権限を証する委任状、「代理人の選任(解任)届出書(3号)」等の書面が添付されているかどうかを確認する。
- (2) 当該審査請求書又は書面に代理人の権限を証する書面が添付されていない場合には、当該書面の提出を求める。
- (3) 当該書面が提出されない場合においては、代理人として記載された者は代理人として扱わない。

〔注〕 代理人が選任されている審査請求において、代理人が行った行為の効力は請求人本人に帰属することに留意し、審査請求がされたときから代理人としての地位を確認し、後日紛議を来さないよう十分に配意する。

2 審査請求中における代理人の選任

請求人が審査請求中に代理人を選任する旨を申し出た場合には、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、令第37条の2第1項(代理人等の権限の証明等)に規定する書面、例えば、委任状、「代理人の選任(解任)届出書(3号)」の提出を求める。この場合において、当該書面が提出されるまでの間は、代理人として選任される予定の者は、事件について代理権がないことに留意する(次のなお書において同じ。)。

なお、法第107条第2項ただし書《代理人》の規定に基づき代理人が復代理人を選任する場合には、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、同項ただし書に規定する当該代理人が請求人から特別の委任を受けた旨の書面、例えば、「代理人に特別の委任(特別の委任の解除)をした旨の届出書(4号)」の提出を求める。

3 代理人に関する留意事項

- (1) 税理士法第2条《税理士の業務》に規定する税務代理を業とする税理士(税理士法人、

税理士業務を行う弁護士及び弁護士法人を含む。) を代理人に選任する場合において、令第32条第3項(審査請求書の添付書類等)又は第37条の2第1項(代理人等の権限の証明等)に規定する代理人の権限を証する書面には、税理士法施行規則第15条(税務代理権限証書)の「税務代理権限証書」を含む。

- (2) 代理人が選任されている場合には、審査請求書の副本にもその氏名、住所(居所)の記載及び押印が必要である。なお、代理人の権限を証する書面は、令第32条第3項の規定に基づき審査請求書の副本に添付することを要しない。
- (3) 代理人は、請求人又は参加人のために審査請求に関する一切の行為(特別な委任を受けた場合に限られる審査請求の取下げ及び復代理人の選任を除く。)をする者であって、これらの者の資格及び人数に特別の制限はない。

また、上記の「審査請求に関する一切の行為」については、請求人と代理人との間における契約によって代理人の行為の範囲(権限)を任意に伸縮することはできない。
- (4) 法第90条第3項(他の審査請求に伴うみなす審査請求)の規定により再調査の請求が審査請求とみなされる場合において、再調査の請求書に再調査の請求に係る代理人の権限を証する書面が添付されているときは、審査請求において代理人の権限を証する書面の提出は要しない。
- (5) 例えば、更正処分に係る審査請求と再更正処分に係る審査請求がそれぞれされており、法第104条第1項(併合審理等)の規定によりこれらの審査請求に係る審理手続を併合する場合において、それぞれの審査請求に係る代理人に同一の者を選任するときであっても、それぞれの審査請求において代理人の権限を証する書面の提出が必要である。
- (6) 例えば、審査請求がされている更正処分に再更正処分を併せ審理する場合(法104②)において、既に当該更正処分に係る審査請求について代理人が選任されているときは、当該再更正処分に係る部分についても当該代理人の権限が及ぶものとして取り扱う。
- (7) 法第106条第1項(不服申立人の地位の承継)の規定及び第9節(請求人の地位の承継)の定めに基づき請求人の地位を承継した者が代理人を選任する場合には、新たに代理人の権限を証する書面を提出する必要がある。

4 代理人が複数選任された場合

代理人が複数選任された場合には、電話連絡、各種文書の送付又は「裁決書(28号)」の謄本の送達の便宜を図るため、なるべく主任(窓口)となる代理人を指定するよう要請する。この場合において、主任(窓口)となる代理人を確認したときは、当該代理人の氏名、電話番号、住所等を「事件処理経過表(23号)」に記載する。

また、代理人が複数選任されている場合において、各代理人は、共同して代理するのではなく、法第107条第2項(代理人)の規定により、各自が請求人のために、審査請求に関する一切の行為をすることができる。

5 代理権限の消滅に関する留意事項

- (1) 請求人から、令第37条の2第2項(代理人等の権限の証明等)に規定する代理人の権限の消滅を証する「代理人の選任(解任)届出書(3号)」等の書面が提出された場合には、当該書面が提出された以後、事件について当該権限が消滅した代理人の代理権

限はなくなる。

- (2) 代理人が自ら委任契約を解除し、代理権限を失わせた場合には、代理人に対して、代理権限を失った旨を記載した書面の提出を求める。この場合において、委任契約を解除した旨の書面があれば、その写しの添付を要請する。

第11節 総代

法第108条第1項(総代)の規定に基づいて多数人が共同して審査請求すること（以下この節において「共同審査請求」という。）の該当性の検討、総代の権限の存否の確認等は、基通108-1《共同不服申立て》から基通108-6《総代の権限の消滅等》までの定めによるほか、次に定めるところによる。

1 共同審査請求に当たるかどうかの検討

(1) 共同審査請求に当たる場合

共同審査請求は、基通108-1《共同不服申立て》に定めるほか、例えば、次の場合が当たる。

なお、共同審査請求ができる場合であっても、共同審査請求をするかどうかは各請求人の意思によることに留意する。

イ 差押処分の取消しを滞納者及び差押物件に係る抵当権者が求めるなど、一の処分の取消しを多数人が求める場合

ロ 差押処分の取消しと公売公告処分の取消しを求めるなど、一個の手続を構成する数個の処分の取消しを多数人が求める場合

ハ 一の被相続人に係る相続税の課税価格の合計額又は相続税の総額に係る各相続人の相続税額につきされた更正処分について、複数の相続人が審査請求をする場合

(2) 共同審査請求に当たらない場合

例えば、次の場合は、共同審査請求には当たらない。

イ 共同の原因が地域的又は業種的に同一であるため、標準的な所得率等に基づいて推計課税を受けた複数の者が、共同して審査請求書を提出した場合

ロ 複数の破産管財人又は管財人が連名で1通の審査請求書を提出した場合

注) 複数の破産管財人又は管財人があるときは、第三者の意思表示は、その一人に対してすれば足りる（破産法76②、会社更生法69①②及び民事再生法70①②）。

(3) 共同審査請求とみる場合

前記(1)の共同審査請求においては、複数の者が1通の審査請求書を提出するのが通常であるが、審査請求書が複数提出されており、当該審査請求書を提出した請求人が共同して審査請求をする意思が明らかであるときは、当該複数の審査請求書を共同審査請求として取り扱う。この場合において、当該意思が明らかな各請求人からは、共同して審査請求をする旨を記載した適宜の書面を提出せることに留意する。

(4) 共同審査請求の分離

共同審査請求において、審査請求手続の促進が阻害されるおそれがある場合には、当該共同審査請求について、分離して処理の促進を図ることに留意する。

注) 法第104条第1項(併合審理等)に基づく併合事件の「分離」とは異なることに留

意する。

2 総代の権限の存否の確認等

(1) 共同審査請求がされたときの総代の選任の確認

- イ 管理係の担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、総代について記載された審査請求書又は書面の提出があった場合には、令第32条第3項（審査請求書の添付書類等）に規定する総代の権限を証する書面、「総代の選任（解任）届出書（6号）」等の書面が添付されているかどうかを確認する。
- ロ 当該審査請求書又は書面に総代の権限を証する書面が添付されていない場合には、共同審査請求人全員に対して当該書面の提出を求める。
- ハ 当該書面が提出されない場合において、総代として記載された者は総代として扱わない。
- （注） 総代が選任されている審査請求において、請求人の諸手続は総代により積み重ねられるものであり、かつ、総代が行った行為の効力は請求人本人に帰属するから、共同審査請求がされたときから総代としての地位を確実に確認し、後日紛議を来さないよう配意しなければならない。

(2) 共同審査請求中における総代の選任

共同審査請求人が審査請求中に総代を選任する旨を申し出た場合には、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、令第37条の2第3項（代理人等の権限の証明等）において準用する同条第1項に規定する書面、例えば「総代の選任（解任）届出書（6号）」の提出を求める。この場合において、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、原処分庁に対して総代に選任された者を電話などの方法により連絡する。

なお、当該書面が提出されるまでの間は、総代として選任される予定の者は、事件についてその権限がないことに留意する。

(3) 総代に関する留意事項

- イ 総代を選任することができる法第108条第1項（総代）の多数人とは、審査請求においては2人以上をいう。
- ロ 総代の権限を証する書面は、審査請求書の副本に添付することを要しない。
- ハ 総代は、自己又は他の請求人のために審査請求に関する一切の行為（審査請求の取下げを除く。）をする者であって、総代の資格について特別の制限はない。
- ニ 法第90条第3項（他の審査請求に伴うみなす審査請求）の規定により再調査の請求が審査請求とみなされる場合において、再調査の請求書に再調査の請求に係る総代の権限を証する書面が添付されているときは、審査請求において総代の権限を証する書面の提出は要しない。
- ホ 例えば、相続税の更正処分に係る共同審査請求と再更正処分に係る共同審査請求がそれぞれされており、法第104条第1項（併合審理等）の規定によりこれらの共同審査請求に係る審理手続を併合する場合において、それぞれの共同審査請求に係る総代に同一の者を選任するときであっても、それぞれの共同審査請求において総代の権限を証する書面の提出が必要である。
- ヘ 例えば、共同審査請求がされている相続税の更正処分に、再更正処分を併せ審理する場合（法104②）において、既に当該更正処分に係る共同審査請求について総代

が選任されているときは、当該再更正処分に係る部分についても当該総代の権限が及ぶものとして取り扱う。

ト 共同審査請求に当たらない場合において、総代の選任がされたときは、分担者は、「審査請求の総代として認められない旨のお知らせ（58号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、関係する請求人全員に対し送付又は交付する。

(4) 総代の互選命令

形式審査担当審判官又は担当審判官は、共同審査請求人が総代を互選しない場合において、必要があると認めるときは、形式審査担当分担者又は分担者が、「審査請求人の総代互選について（59号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、共同審査請求人全員に送付又は交付する。

上記の手続を行ってもなお共同審査請求人が総代を互選しない場合には、当該共同審査請求は、共同審査請求としては不適法であるが（不服審査基本通達108-5）、個々の請求人の審査請求としてみれば、適法なもの又は補正可能なものについては、個々に審査請求をする意思がないと認められるものを除き、当該個々の請求人の審査請求として取り扱う。

(5) 総代を解任する場合の留意事項

イ 共同審査請求人が総代を解任する場合には、当該総代を除く他の共同審査請求人の合意が必要であるから、「総代の選任（解任）届出書（6号）」その他その旨を記載した総代を除く共同審査請求人全員の記名押印のある書面を提出するよう要請する。

ロ 前記イの総代の解任届出書等が提出された場合には、当該書面が提出された以後、事件について総代の権限は消滅する。この場合において、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、原処分庁に対して総代が解任された旨を電話などの方法により連絡する。

ハ 共同審査請求人が一旦総代を解任した後に別の者を総代に選任することは差し支えない。

ニ 共同審査請求人から選任された総代が、自ら総代の地位を退任することはできない。総代の地位を退任する場合には、前記イの手続によるものとする。

(6) 共同審査請求からの離脱

総代が選任されている共同審査請求において、共同審査請求人のうち特定の者から共同審査請求からの離脱の申出があった場合には、担当審判官は、当該特定の者に対し、他の共同審査請求人との共同による審査請求は行わず、単独で審査請求を行う旨を記載した国税不服審判所長あての適宜の書面の提出を求める。

そして、当該特定の者から当該書面の提出があった場合には、担当審判官は、総代に対し、当該特定の者から共同審査請求からの離脱の申出があり、以後、当該特定の者を除いた共同審査請求として取り扱う旨を通知する。また、当該特定の者に対して、共同審査請求中の主張を維持するかどうかを確認する。

（注） 担当審判官は、総代に対する通知の内容等及び当該特定の者に対して確認した内容等を記載した「調査事績書（149号）」を作成する。

第12節 参加人

法第109条第1項《参加人》に規定する利害関係人から審査請求への参加の申請があった場合における手続等は、基通109-1《利害関係人》から基通109-10《再調査の請求における参加人》までの定めによるほか、次に定めるところによる。

1 参加の申請に対する措置

- (1) 第三者から事件につき参加の申請がされた場合には、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、当該申請をした者に対して、審査請求に係る処分の根拠となる法令に照らし、当該処分につき利害関係を有する具体的な事実を記載した「審査請求への参加申請書（12号）」及びその事実を証する関係書類の提出を求める。
- (2) 形式審査担当審判官又は担当審判官は、速やかに参加の許否について検討し、次のとおり所長の決裁を仰ぐ。この場合において、担当審判官は参加審判官と協議の上、その許否を検討することに留意する。

イ 参加を認める場合

形式審査担当分担者又は分担者は、「審査請求への参加申請に対する通知（60号）」及び「担当者連絡表（115号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、参加を申請した者に送付又は交付し、併せて、「審査請求への参加（の取消し）について（61号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、請求人及び原処分庁に送付又は交付する。

ロ 参加を認めない場合

形式審査担当分担者又は分担者は、「審査請求への参加申請に対する通知（60号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、参加を申請した者に送付又は交付する。

2 参加を求める場合

担当審判官は、法第109条第2項《参加人》の規定により利害関係人に対して参加を求める必要があるかどうかについて、参加審判官と協議の上、その適否を決定する。上記の協議の結果、合議体において参加を求めるとした場合、分担者は、「審査請求への参加の求めについて（62号）」及び「担当者連絡表（115号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、参加を求める者に送付又は交付し、併せて、「審査請求への参加（の取消し）について（61号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、請求人及び原処分庁に送付又は交付する。

〔注〕 参加を求める必要がある場合には、例えば、公売処分を対象とする事件に関し、公売財産の買受人がこれに当たる。

3 参加の取消しをする場合

担当審判官が基通109-5《参加の取消し》の定めにより参加の取消しをする場合には、分担者は、「審査請求への参加許可の取消しについて（63号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、参加人であった者に送付又は交付し、併せて、「審査請求への参加（の取消し）について（61号）」を作成し、所長の決裁を経た上で、請求人及び原処分庁に送付又は交付する。

4 事件処理経過表等への記載

形式審査担当分担者又は分担者は、前記1から3までの内容について、「事件処理経過表(23号)」及び「事績表」に記載する。

第13節 審査請求の取下げ

法第110条《不服申立ての取下げ》の規定による審査請求の取下げ等があった場合は、基通110-1《取下げの権限》から基通110-3《審査請求がされた日》までの定めによるほか、次に定めるところによる。

1 取下げの申出があった場合

請求人又は取下げについて特別の委任を受けた代理人から審査請求を取り下げたい旨の申出があった場合には、管理係の担当者、管理事務担当者(第2章第7節《支所が審査請求書を收受した場合等》2《管理事務担当者の指名》に規定する所長の指名を受けた者をいい、以下この節において同じ。)、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、名宛人を国税不服審判所長とし、請求人又は当該代理人の記名押印のある「審査請求の取下書(20号)」等の書面を提出させる。

なお、取下げに関しては、次の事項に留意する。

- (1) 国税不服審判所の職員は、審査請求手続の全過程を通じて、審査請求の取下げをしようようしない。
- (2) 取下書の作成に当たり、国税不服審判所の職員は、代筆をしてはならない。
- (3) 請求人は、「裁決書(28号)」の副本が送達されるまではいつでも書面により審査請求を取り下すことができるから、裁決に係る所長決裁を終えた後、「裁決書(28号)」の副本の発送直前に取下書が提出された場合であっても、国税不服審判所の職員は、当該取下げを拒むことができない。

注) 審査請求の取下げは、当初から審査請求がなかった状態に復して原処分を確定させる効果を持つもの(当該取下げが不服申立期間内にされた場合を除く。)であるから、その事務処理に当たっては、後日、取下げの有無について紛議を来さないよう配意しなければならない。

2 取下書の提出があった場合

- (1) 請求人又は代理人から取下書の提出があった場合には、管理係の担当者、管理事務担当者、形式審査担当者、担当審判官又は分担者は、当該取下書において取下げの対象とする原処分が明らかとされているかどうかなど記載内容を検討するほか、代理人による取下書の提出のときは、特別の委任を受けた旨の書面があるかどうかを確認する。
- (2) 管理係の担当者、形式審査担当分担者又は分担者は、「審査請求取下処理決議書(64号)」及び「審査請求取下げによる処理通知書(65号)」を作成し、所長の決裁を仰ぐ。注) 「審査請求取下処理決議書(64号)」には、取下書及び形式審査担当審判官又は担当審判官等が作成した審査請求を取り下げるに至った経緯が記載された書面のほか、取下事由が、原処分庁が原処分の全部又は一部を取り消したことによるものである場合には、原処分庁から当該取消しをした事実を証する書面を��し、当該書面を添

付することに留意する。

(3) 「審査請求取下げによる処理通知書（65号）」は、原処分庁のほか、次に掲げる者に送付又は交付する。

イ 調査が国税局の職員によってされた旨の記載がある書面により通知されたものである場合には、処分をした税務署長

ロ 原処分庁と徴収の所轄庁が異なる場合において、法第105条第4項又は第5項《不服申立てと国税の徴収との関係》の規定により徴収の所轄庁に対して徴収の猶予等又は差押えの解除等を求めているときは、徴収の所轄庁

注) 請求人が、代理人に告げないまま審査請求に係る「審査請求の取下書（20号）」を提出し、代理人が、当該「審査請求の取下書（20号）」は、代理人の意向に反して提出されたものであるから効力がないとして、審査請求手続の続行を求めている場合のように、審査請求手続が終了したか否かについて争いがある場合には、裁決で審査請求の終了を宣言することにより、請求人に裁決取消訴訟の機会を設けることに配意する。

3 みなす取下げがあった場合

- (1) 法第110条第2項第1号及び第2号《不服申立ての取下げ》の規定により審査請求が取り下げられたものとみなされた場合には、管理係の担当者、管理事務担当者、形式審査担当分担者又は分担者は、「審査請求取下処理決議書（64号）」及び「審査請求のみなす取下げ通知書（66号）」を作成し、再調査決定書の副本等の写しを添付して、所長の決裁を仰ぐ。
- (2) 「審査請求のみなす取下げ通知書（66号）」は請求人のほか、前記2(3)ロの場合は、徴収の所轄庁にも送付又は交付する。

4 取下げ又はみなす取下げに伴う証拠書類等及び帳簿書類等の返還

返還を要する証拠書類等及び帳簿書類等が提出されている場合には、第5章第10節《証拠書類等及び帳簿書類等の保管・返還》の定めに準じて処理する。

第14節 重要先例見込事件等

重要先例見込事件等及び重要先例指定事件等に係る手続等は、基通99-1《法令解釈の重要な先例》の定めのほか、次に定めるところによる。

1 重要先例見込事件及び重要先例指定事件

H28.6.23 「国税通則法第99条の通知の可能性のある事件の対応について（指示）」

(1) 重要先例見込事件に係る手続等

イ 重要先例見込事件

重要先例見込事件とは、次に掲げるいずれかに該当することが見込まれるものを行う。

(イ) 法第99条第1項前段（国税庁長官の法令の解釈と異なる解釈等による裁決）の規定に基づき、国税庁長官又は国税局長（沖縄国税事務所長を含む。以下この節において同じ。）の発した通達に示されている法令の解釈と異なる解釈により裁決をすることとなるもの

(ロ) 法第99条第1項後段の規定により他の国税に係る処分を行う際における法令の解釈の重要な先例となるもの

(ハ) 原処分庁の法令解釈に疑義があるとして本部に照会した事件については、本部において、重要先例見込事件に該当するかどうかを検討する。

□ 支部における重要先例見込事件の検討及び所長に対する報告

担当審判官等及び法規・審査担当者は、調査及び審理並びに法規・審査の全過程を通じて、「重要先例見込事件等又は支所分掌事件についての検討表（67号）」等により、事件が重要先例見込事件に該当するかどうかを検討し、該当すると見込まれる場合には、所長に報告する。

なお、重要先例見込事件に該当するかどうかの検討は事件の争点ごとに行い、「事件検討表（22号）」の「重要先例見込事件等該当の有無の検討」欄に検討結果を明記することに留意する。

八 国税不服審判所長への報告

所長が重要先例見込事件として国税不服審判所長に報告することを相当と認めた場合には、担当審判官又は法規・審査担当者は、速やかに「重要先例見込事件等報告書（68号）」を作成し、次に定める資料を添付して管理係へ回付し、回付を受けた管理係の担当者は、国税不服審判所長に報告する。

なお、所長から当該事件を本部事件又は本部参加事件とすることが相当であるとの指示があった場合には、上記報告に併せて、第17節（本部事件又は本部参加事件）に定める手続を行う。

(イ) 審査請求書の写し

(ロ) 法人税に係る審査請求の場合には、申告書の別表一、別表四、別表五、損益計算書及び貸借対照表の写し

(ハ) 相続税に係る審査請求の場合には、申告書の第1表、第1表続及び第15表の写し

(ニ) 前記(ロ)及び(ハ)以外の税目に係る審査請求の場合には、納税申告書の写し

(ホ) 原処分通知書（又は差押調査謄本等通知書に代わるもの）の写し

(ヘ) 再調査の請求書の写し

(ト) 再調査決定書の写し

(チ) その他事件の概要を把握するために必要な書類の写し

(リ) 報告理由等を具体的に記載した書類

(ヌ) 答弁書の写し

(ハ) 合議結果を踏まえた合議資料の写し

(佐) 上記報告をした事件以外の事件について、国税不服審判所長から重要先例見込事件に該当することが見込まれる旨の連絡を受けた場合には、速やかに上記に準じた手続を行う。

二 本部における重要先例指定事件の指定等の手続

本部税目担当審判官等を中心に支部から報告のあった事件について、法令解釈通達

の審査とともに、法令解釈の前提となる事実認定及び法令解釈後の当てはめについても検討し、その結果を次により支部に通知する。

- (イ) 重要先例指定事件として指定する事件については、その旨及びその事件に係る本部の窓口担当者を「重要先例指定事件等通知書（69号）」により、所長に通知する。なお、当該窓口担当者に変更があった場合には、速やかに所長に通知する。
- (ロ) 重要先例指定事件として指定しない事件については、その旨を「重要先例事件等非該当通知書（70号）」により通知するとともに、本部における検討資料等支部において調査及び審理に有用と認められる資料を併せて送付するなど、適宜支部と連携を図りながら事件処理に当たる。

(2) 重要先例指定事件に係る手続等

イ 本部と支部との連携

重要先例指定事件の本部窓口担当者は、担当審判官又は法規・審査担当者に対して本部における検討状況等を説明するとともに、じ後の対応について連絡、協議を密にする。この場合において、担当審判官又は法規・審査担当者は、次表の「報告の時期」欄に記載する時期に、「重要先例指定事件等状況報告書（71号）」を作成の上、「送付書類の例示」欄に記載する書類を添付し、管理係の担当者を経由して、本部窓口担当者に対して処理状況を報告する。

なお、報告の内容は、簡潔に記載する。

報 告 の 時 期	送付書類の例示
担当審判官を指定した時	—
各種合議を終了した時	合議資料の写し
審理手続を終結した時	終結通知書の写し
議決した時	「議決書（21号）」の写し
法規・審査を了した時	「裁決書（28号）」案の写し
裁決のための所長決裁を了した時	「裁決書（28号）」の写し
審査請求の取下書を收受した時	取下書の写し
請求人の死亡、合併若しくは分割又は破産手続開始若しくは会社更生手続開始の決定等の事実を把握した時	—
請求人の地位の承継に係る書面を收受した時	届出書の写し
法令の解釈につき原処分庁に求釈明した時及び当該求釈明に対する書面を收受した時	求釈明書及び釈明書の各写し
調査及び審理を留保した時又は留保を解除した時	審理留保事件の進行管理カードの写し
その他調査及び審理に重要な進捗があった時	—
担当審判官又は参加審判官を変更した時	—

□ 事件検討会の開催

国税不服審判所長は、重要先例指定事件について、重要先例事件等検討会を開催し、必要と認めた場合には担当審判官又は法規・審査担当者の出席を求める。

八 事件の管理

管理係の担当者は、重要先例見込事件に係る報告及び本部からの通知の事績を整理し、じ後の重要先例指定事件の事務引継ぎ等に遗漏のないよう配意する。

二 重要先例指定事件の指定解除の上申

所長が重要先例指定事件としての指定を解除することを相当と認めた場合には、担当審判官又は法規・審査担当者は、その理由を記載した書面を管理係に回付し、回付を受けた管理係の担当者は、国税不服審判所長に上申する。

ホ 本部における重要先例指定事件の指定解除

重要先例指定事件としての指定を解除する場合には、国税不服審判所長は、「重要先例指定事件等指定解除通知書（72号）」により所長に通知する。

(3) 本部における重要先例指定事件の国税庁長官への通知等の手続

イ 国税庁長官への通知

国税不服審判所長は、重要先例指定事件について法第99条第1項に規定する国税不服審判所長の意見を「国税通則法第99条第1項の規定による意見の通知について（通知）（73号）」により、国税庁長官に通知する。この場合において、法令の解釈が請求人の利益、不利益にかかわらず通知することに留意する。

ロ 通知に当たっての留意事項

国税庁長官への通知に当たっては、前記イの通知書に係る添付資料として、「裁決書（28号）」案は添付せず、「裁決書（28号）」案の法令解釈の抜粋並びに事実認定及び当てはめの要約を記載した書面を添付することに留意する。

ハ 国税庁長官から連絡があった場合の手続

国税庁長官から国税不服審判所長の意見に対する連絡があった場合には、次による。

(イ) 国税不服審判所長の意見が請求人の主張を認容するものであり、当該意見を相当と認める旨の連絡である場合には、国税不服審判所長は、所長に「審査請求人_____事件に係る処理について（74号）」により裁決手続を進めるよう指示する。

(ロ) 連絡の内容が前記(イ)以外の場合には、国税不服審判所長は、所長に「国税審議会への諮問について（通知）（75号）」により国税審議会に諮問することとなった旨を通知するとともに、「諮問書（76号）」案を作成する。本部管理室は、国税不服審判所の窓口担当として、国税庁総務課と共同して諮問手続を調整する。

(注) 国税審議会への諮問を要するのは、法第99条第2項の規定により、国税不服審判所長の意見が請求人の主張を認容するものであり、かつ、国税庁長官が当該意見を相当と認める場合を除いた、次表のとおりとなる。

区分 事項	諮問を要する場合			(参考) 諮問を要しない場合
	I	II	III	
国税不服審判所長の請求人の主張に対する意見	非認容	認容	非認容	認容
国税庁長官の国税不服審判所長の通知に対する意見	相 当	不相当	不相当	相 当

二 国税審議会への諮問手続

国税不服審判所長は、国税庁長官と共同して「諮問書（76号）」により、国税審議会に諮問する。この場合において、当該「諮問書（76号）」に添付する資料等については、前記口に準ずることに留意する。

(4) 重要先例指定事件の裁決手続

イ 国税審議会に諮問しなかった場合

前記(3)ハ(イ)に該当する事件の場合には、所長は、第7章《裁決等》の定めにより処理する。この場合において、所長は、法規・審査担当者に指示して、法規・審査終了後の「裁決書（28号）」案をあらかじめ国税不服審判所長に上申させ、国税不服審判所長は、当該「裁決書（28号）」案を確認の上、所長に裁決の指示を行う。

ロ 国税審議会に諮問した場合

前記(3)ハ(ロ)に該当する事件の場合には、国税不服審判所長は、所長に国税審議会の議決を送付し、所長は、当該議決に基づいて第7章の定めにより処理する。この場合において、所長は、法規・審査担当者に指示して、法規・審査終了後の「裁決書（28号）」案をあらかじめ国税不服審判所長に上申させ、国税不服審判所長は、当該「裁決書（28号）」案を確認の上、所長に裁決の指示を行う。

(5) 本部及び支部における重要先例指定事件の裁決後の処理

所長は、前記(4)により裁決をした場合には、速やかに国税不服審判所長に「裁決書（28号）」の写し2部を送付する。

国税不服審判所長は、当該「裁決書（28号）」の写しを添付の上、裁決をした旨を国税庁長官へ連絡する。

2 個別管理重要事件

(1) 個別管理重要事件に指定されるまでの手続等

イ 個別管理重要事件

個別管理重要事件とは、重要先例指定事件に該当しないもので、次に掲げるいずれかに該当することが見込まれるものという。

(イ) 同種の事件が他の支部にも審査請求されており、統一した方針の下に処理することが相当と認められるもの

(ロ) 前記(イ)に準ずるもので、特に国税不服審判所長に報告することが適当と認められる例えば次に掲げるもの

A 地域的又は業種的に集団発生したもの

B 調査の範囲が広域にわたると見込まれるもの

ロ 支部における個別管理重要事件の検討及び所長に対する報告

前記1(1)ロに準ずる。

ハ 国税不服審判所長への報告

前記1(1)ハに準ずる。

ニ 本部における個別管理重要事件の指定等の手続

個別管理重要事件として指定するかどうかについて検討し、その結果を前記1(1)ニに準じて支部に通知する。

(2) 個別管理重要事件に指定された後の手続等

- イ 本部と支部との連携
前記1(2)イに準ずる。
 - ロ 事件検討会の開催
前記1(2)ロに準ずる。
 - ハ 事件の管理
前記1(2)ハに準ずる。
- 二 個別管理重要事件の指定解除の上申
前記1(2)ニに準ずる。
- ホ 本部における個別管理重要事件の指定解除
前記1(2)ホに準ずる。
- (3) 個別管理重要事件の裁決手続
前記1(4)イに準ずる。

3 本部協議事件

(1) 本部協議事件

本部協議事件とは、重要先例指定事件及び個別管理重要事件として指定されなかつたもので、次に掲げるものをいう。

イ 法令解釈等に関する事件で次のいずれかに該当するもの

(1) 既にされた裁決において問題となった事由と同一の又は関連する事由が問題となっている事件で、当該問題につき既にされた裁決において示された判断と異なる判断をしようとするもの

注1 「同一の又は関連する事由」とは、例えば、法人税の更正処分に関連してされた役員給与等に係る源泉徴収に係る所得税の算定の基礎となった事由等をいう。

2 「同一の又は関連する事由が問題となっている事件」には、同一の請求人のほか、同一の事由につき審査請求をしている他の請求人に係るものも含まれ、税目を異にする場合も含む。

(1) 「同一の請求人」には、例えば、相続、合併等により納税義務等を承継した者を含む。

(2) 「他の請求人」とは、例えば、請求人である法人の取引等の相手方である資産の譲渡者や譲受者等をいう。

3 「当該問題につき既にされた裁決において示された判断と異なる判断をしようとするもの」には、既にされた裁決と主文は同じであっても、その判断の主たる理由が異なる場合を含む。

(ロ) 租税法に関する判例若しくは通説又は通常の課税実務と異なった判断により裁決をしようとするもの

注) 「通常の課税実務と異なった判断」には、次のような場合が含まれる。

1 法令解釈通達以外の各種情報や国税庁ウェブサイトの質疑応答事例により明らかにされている課税上の取扱いと異なった判断

2 裁決において、例えば、所得税法第150条第1項第3号前段《青色申告の承認の取消し》の規定に該当するとしてされた青色申告の承認取消処分を是認し

ているにもかかわらず重加算税の賦課決定処分を取り消す場合等

- (イ) 民事法等に関する判例又は通説と異なった判断を基礎として裁決しようとするもの
- (ロ) 租税法上明文の規定がない場合において、民事法上の解釈と異なった解釈によって裁決しようとするもの
- (注) 例えば、①法人が解散登記をした後においても、当該法人名義で新たな取引を行っている場合に、その取引による所得を当該法人が行った有効な行為であると解釈して裁決するとき、②賃貸している土地について無償返還の届出書が提出されている場合において、借地借家法上は借地権が存在するが相続税法上は借地権が存在しないと判断するときが該当する。

ロ 前記イに掲げる事由に該当しないもので、本部において支部と協議することが必要であると判断したもの

(2) 支部における本部協議事件の検討及び所長に対する報告

前記1(1)ロに準ずる。

(3) 国税不服審判所長への報告

前記1(1)ハに準ずる。

(4) 本部における本部協議事件に関する手続

国税不服審判所長は、本部における検討結果を「本部協議事件に係る検討結果の通知書（77号）」により所長に通知する。

4 重要先例見込事件等の関係書類の編てつ

管理係の担当者は、国税不服審判所長に対する報告又は上申に係る報告書等及び当該報告又は上申に対する本部からの指示等に関する書類について、写しを分担者に回付するとともに、所定のつづりに編てつする。

なお、上記報告書等及び書類の編てつについては、別に定めるところによる。また、上記報告書等及び書類の各写しの回付を受けた分担者は、当該各写し及び「重要先例見込事件等又は支所分掌事件についての検討表（67号）」を一件書類つづりの「議決報告・裁決関係書類（198号）」に編てつする。

第15節 本部照会事件及び相互審査事件

本部照会事件及び相互審査事件に関しては、次に定めるところによる。

H28.6.23 「本部支援事件の処理体制について（指示）」

1 本部照会事件

(1) 本部照会事件

本部照会事件とは、重要先例指定事件、個別管理重要事件及び本部協議事件のいずれにも該当しないもので、次に掲げるものをいう。

なお、原処分庁の法令解釈に疑義があるとして本部に照会した事件については、本部において、重要先例見込事件に該当するかどうかを検討することに留意する。

- イ 法令の解釈、適用が困難なもの
 - ロ 事実認定が困難なもの（民事法上の判断を要するもの又は取引内容が複雑なもの等）
 - ハ 「裁決書（28号）」案の記載、構成に検討を要するもの
- 二 前記イからハまでに定めるもののほか、本部照会担当者又は本部照会総括担当者が本部に照会することが必要であると判断したもの
- ホ 本部において、法令の解釈、適用の統一の観点から本部照会事件とすることを相当と認めるもの
- （注）上記の「相当と認めるもの」については、別に定めるところによる。
- （2）本部照会担当者及び本部照会総括担当者の指名
- 本部照会担当者は、本部照会をする事件の法規・審査担当者とし、本部照会総括担当者は、法規・審査担当者の中から所長が指名した者とする。
- （注）本部照会担当者及び本部照会総括担当者の役割については、第1編第6章第2節（法規・審査担当の役割等）2『法規・審査担当の役割』(3)ロの定めがあることに留意する。
- （3）本部に対する照会の手続等
- 本部に対する照会の手続等については、別に定めるところによる。

2 相互審査事件

（1）相互審査事件

相互審査事件とは、重要先例指定事件、個別管理重要事件、本部協議事件及び本部照会事件のいずれにも該当しないもので、裁決結果の公表の観点から、本部が支部への支援を必要と認めるものをいう。

（2）相互審査の手続等

相互審査の手続等については、別に定めるところによる。

第16節 情報共有事件

H28.3.24「情報共有事件の取扱いについて（事務連絡）」

情報共有事件の本部への連絡の手續等は、次に定めるところによる

1 情報共有事件

情報共有事件とは、次に掲げるものをいう。

- （1）裁決に対する社会的関心が高いと認められる次のようないの
 - イ 原処分又は審査請求に関する全国的な報道があったもの
 - ロ 國際的租税回避事件、移転価格事件等の国際取引に関するもの
- （2）審査請求において取消しを求めている税額が10億円を超えるもの又は議決において取消見込税額が1億円を超えるもの
- （3）本部において、情報共有事件とすることを相当と認めるもの

2 本部窓口担当者

本部窓口担当者は、あらかじめ指名された本部の税目別担当者とする。

3 情報共有事件に該当することとなった場合

事件が情報共有事件に該当すると認められる場合には、形式審査担当分担者又は分担者は、速やかに「情報共有事件連絡せん（その1）（78号）」を作成し、審査請求書の写しその他参考となる書類を添付して、担当部長審判官の決裁を経た上で、管理係を経由して本部管理室（管理第二係）に送付又は電子メールにて送信する。

4 情報共有事件と重要先例見込事件等又は本部照会事件等との関係

- (1) 本部窓口担当者は、支部から連絡のあった情報共有事件が重要先例見込事件等、本部照会事件又は相互審査事件に該当すると認められる場合には、支部の管理係を経由して形式審査担当審判官又は担当審判官に対し、第14節《重要先例見込事件等》又は第15節《本部照会事件及び相互審査事件》に定める手続をするよう連絡する。
- (2) 本部窓口担当者は、支部から連絡のあった情報共有事件を重要先例指定事件等として指定し、又は本部協議事件若しくは本部照会事件若しくは相互審査事件として本部に報告等された場合には、速やかに「情報共有事件連絡せん（その2）（79号）」を作成し、本部管理室（管理第二係）を経由して支部の管理係に送付又は電子メールにて送信する。

なお、管理係の担当者又は担当審判官は、上記「情報共有事件連絡せん（その2）（79号）」の送付等を受けた場合には、その後の情報共有事件としての連絡は要しない。

- (3) 管理係の担当者又は担当審判官は、事件について、重要先例指定事件若しくは個別管理重要事件として指定され、又は本部協議事件若しくは本部照会事件若しくは相互審査事件として本部に報告等した後、情報共有事件に該当することが明らかになった場合であっても、情報共有事件としての連絡は要しない。

5 取下げ等・譲決・裁決があった場合

情報共有事件について、審査請求の取下げ、請求人の地位の承継若しくは原処分に関する訴訟提起があった場合又は譲決を了した場合及び裁決の所長決裁を了した場合には、管理係の担当者又は形式審査担当分担者若しくは分担者は、速やかに「情報共有事件連絡せん（その3）（80号）」を作成し、管理課長又は担当部長審判官の決裁を経た上で、本部管理室（管理第二係）に送付又は電子メール送信する。この場合において、担当部長審判官の決裁を経たものは、管理係を経由して送付等することに留意する。

6 情報共有事件の関係書類の編てつ

管理係の担当者は、形式審査担当分担者又は分担者から回付された情報共有事件に係る「情報共有事件連絡せん（その1）（78号）」等を「情報共有事件関係書類つづり」に編てつし、各連絡せんの写しを形式審査担当分担者又は分担者に回付する。

写しの回付を受けた分担者は、当該写しを一件書類つづりに編てつすることは要さず、

隨時廃棄書類つづりに編てつする。

第17節 本部事件又は本部参加事件

本部事件又は本部参加事件に関する手続等は、次に定めるところによる。

1 本部事件又は本部参加事件の上申

所長は、次に掲げる事件に該当する場合には、本部事件又は本部参加事件として国税不服審判所長に上申する。この場合において、本部事件又は本部参加事件を相当とする理由を付して上申することに留意する。

- (1) 担当審判官等の指定に当たって、法第94条第2項(担当審判官等の指定)の規定に該当すること等の理由により、合議体を構成することができない事件
 - (2) 議決報告及び裁決決議のときに、所長が本部事件又は本部参加事件とすることを必要と認めた事件
 - (3) 重要先例見込事件等の国税不服審判所長への報告に当たって、所長が本部事件又は本部参加事件とすることを相当と認めた事件
- (注) 本部事件とは、国税不服審判所長が令第38条第2項(権限の委任等)の規定に基づき本部の審判官を事件の担当審判官とすることが適当であると認めた事件をいい、本部参加事件とは、国税不服審判所長が同条第3項の規定に基づき本部の審判官又は副審判官を事件の参加審判官とすることが適当であると認めた事件をいう。

2 本部事件に係る本部及び支部の手続

(1) 本部における担当審判官等の指定の手続等

イ 国税不服審判所長は、前記1の定めにより上申があった事件又は重要先例見込事件等について、本部事件として適当であると認めた場合には、当該事件を本部事件とする旨並びに当該事件の本部の担当審判官の官職及び氏名を所長に通知する。この場合において、本部の職員を参加審判官又は分担者に指定又は指名する場合には、併せて当該職員の官職及び指名を通知する。

なお、当該事件が本部事件として適当でないと認めたときは、本部事件としない旨を所長に通知する。

ロ 国税不服審判所長は、担当審判官等の指定及び分担者の指名について、第4章第1節(担当審判官等の指定等)、第3節(担当審判官等又は分担者の変更等)及び第4節(参加審判官の追加指定)の各定めに準じて処理する。

(注) 国税不服審判所長が支部の当該職員を参加審判官として指定する場合には、当該支部の所長の意見を徴した上で指定する。また、支部の当該職員を分担者として指名する場合にも同様とする。

(2) 支部における関係書類等の本部への送付

前記(1)イの定めにより国税不服審判所長からの通知を受けた場合には、所長は、支部において、既に提出され、収集し、又は作成した調査及び審理に関する全ての書類その他の物件を速やかに本部に送付する。

なお、支部の当該職員が参加審判官又は分担者に指定又は指名される場合には、当

該参加審判官又は分担者は、調査及び審理を行うために必要とする書類その他の物件の写し（その写しの作成が困難なものについては、その目録）を作成し、調査及び審理に活用することに留意する。

(3) 審理手続の併合

イ 併合の上申

支部に係る事件の審理手続を本部事件に併合する必要がある場合には、当該支部の所長は、第6節《審理手続の併合・分離》1《審理手続の併合》(2)ロの定めに準じて、国税不服審判所長に上申する。

ロ 上申があった場合の本部の措置

前記イにより上申があった場合において、本部が審理手続を併合することを相当と認めたときは、国税不服審判所長は、審理手続を併合する旨を審理関係人及び所長に通知する。

なお、審理手続を併合することを相当と認めない場合には、国税不服審判所長は、審理手続を併合しない旨を所長に通知する。

ハ 審理手続が併合された事件に係る支部における手続

前記ロにより審理手続を併合する旨の通知を受けた支部において、審理手続が併合された事件の担当審判官は、第6節1(2)ロ(ハ)の定めに準じて手続を行う。

二 事件処理経過表への記載

第6節1(3)の定めに準じて処理する。

(4) 証拠書類等及び帳簿書類等の返還等

本部は、①審査請求が取り下げられた場合、②審理関係人等に対して証拠書類等及び帳簿書類等を返還する場合、③裁決がされた後に国税局長等に連絡する場合の審理関係人等に対する手続は、いずれも関係支部を経由して行う。この場合において、管理係の担当者は、①については第13節《審査請求の取下げ》2《取下書の提出があった場合》及び4《取下げ又はみなす取下げに伴う証拠書類等及び帳簿書類等の返還》、②については第5章第10節《証拠書類等及び帳簿書類等の保管・返還》、③については第8章第1節《裁決に伴う措置》の各定めに準じて処理する。

3 本部参加事件に係る本部及び支部の手続

(1) 本部における参加審判官等の支部への通知

国税不服審判所長は、前記1の定めにより上申があった事件又は重要先例見込事件等について、本部参加事件として適当であると認めた場合には、当該事件を本部参加事件とする旨並びに当該事件の本部の参加審判官の官職及び氏名を所長に通知することとし、本部の当該職員を分担者に指名する場合には、併せて当該職員の官職及び氏名を通知する。

なお、当該事件が本部参加事件として適当でないと認めたときは、本部参加事件としない旨を所長に通知する。

(2) 支部における関係書類等の本部への送付

前記(1)の定めにより国税不服審判所長からの通知を受けた場合には、所長は、前記(1)の定めにより指定又は指名された参加審判官又は分担者が調査及び審理を行うために必要とする書類その他の物件の写し（その写しの作成が困難なものについては、そ

の目録）を作成し、速やかに本部に送付する。

(3) 関係書類等の送付を受けた本部の手続

前記(2)の定めにより関係書類等の送付を受けた場合には、管理第一係は、「審査請求事件整理簿（38号）」に所要の記載をした上で、当該書類等を部長審判官に回付する。

回付を受けた部長審判官は、当該書類等が支部から送付された旨を国税不服審判所長に報告した上で、参加審判官又は分担者に回付する。

4 本部事件又は本部参加事件の関係書類の編てつ

管理係の担当者又は分担者は、国税不服審判所長に対する上申又は支部意見に関する書類及び当該上申等に対する本部からの通知等に関する書類を、所定の関係書類つづり又是一件書類つづりの「議決報告・裁決関係書類（198号）」に編てつする。

なお、上記各書類の所定の関係書類つづりへの編てつについては、別に定めるところにより、当該定めの重要先例見込事件に準じて取扱うものとする。

第18節 調査及び審理の留保並びに解除

留保事件に関する手続等は、次に定めるところによる。

1 留保事件の範囲

不適法な審査請求である場合を除き、担当審判官は、次のいずれかに該当する事件について調査及び審理を留保することができる。

なお、調査及び審理の留保は、処理の遅延をもたらすことに鑑み、真に必要な場合に限ることに留意する。

(1) 査察等事件で、①調査及び審理に必要な書類等が検察庁又は裁判所等に保管されており、事実上調査及び審理ができないもの、又は②審査請求の争点が告発された犯則事実と関連するために判決の確定を待つ必要があると認められるもの（①に該当するものを除く。）

註1 告発に関連する事件とは、国税犯則調査に着手した事件のうち、一部の事件について告発がない場合において、当該告発がない部分に関し審査請求がされた場合の当該審査請求がされた事件を指し、例えば、次に掲げる事件が該当する。

(1) 査察対象の複数年分（複数事業年度）中の一部の年分（事業年度）について告発がない部分に係る事件

(2) 査察対象となった関連企業のうち一部の企業について告発がない企業に係る事件

(3) 査察対象の前の年分（事業年度）の処分についての事件

2 告発がされずに直接検察官が公訴を提起したものに係る事件は、査察等事件に含めるものとして取り扱う。

(2) いわゆる移転価格税制に基づく処分に係る審査請求において、請求人が国税庁（相互協議室）に相互協議の申立てをした事件など、相互協議の結果を待たずに裁決をすると、請求人にとって不利益となるおそれのある事件

(3) 審査請求の争点が行訴法の規定に基づく訴訟と関連するため、判決の確定を待つ必

要があると認められる事件

- (4) 原処分の基礎となった事実に関し、請求人とその関係人との間において訴訟が係属中のもので、判決の確定を待つ必要があると認められる事件
- (5) 前記(1)から(4)までに準ずる事件で、例えば、原処分の基礎となった事実に関し、原処分庁以外の行政機関が行った行政処分が存在し、当該行政処分を不服として請求人が国税不服審判所以外の行政機関に対して不服申立てのもので、国税不服審判所においても、当該不服申立ての結果を待って調査及び審理を進めていく必要があると認められる事件

2 留保要否の検討

- (1) 事件が前記1に定める事件に該当する場合、担当審判官は、形式審査が十分尽くされているか、「事件検討表（22号）」等の記載内容が十分か、原処分関係書類が提出されているかどうかなどを確認する。
さらに、現時点での調査し得る事実、請求人及び原処分庁が提出を予定している証拠書類等の有無、提出予定期限等の確認を行う。
- (2) 合議体は、前記(1)の内容を踏まえ、迅速かつ適正な調査及び審理が図られるかどうかの視点により事件を留保するかどうかを決定する。

3 留保に関する手続

(1) 事件を留保する場合

イ 担当審判官は、前記2による検討を経た事件について、調査及び審理を留保することを相当と認めた場合には、「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」を作成し、所長の決裁を経た上で、管理係に回付する。

管理係の担当者は、回付を受けた「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」に基づき「審査請求事件整理簿（38号）」の「摘要」欄に留保した旨及び留保年月日を記載した後、当該「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」を担当審判官に返戻する。

ロ 担当審判官は、「計画表」の「備考」欄に、「○年○月○日審理留保」と記載し、「事件処理経過表（23号）」及び「事績表」に留保年月日、留保する事由等を記載する。

ハ 留保の決裁を了した後、担当審判官は、適宜の方法により審理関係人に対して調査及び審理を留保する旨並びにその事情を説明する。

(2) 事件を留保しない場合

担当審判官は、前記2による検討を経た事件について、事件を留保しないことが相当と認められた場合には、「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」（「留保する理由」とある部分を「留保を不要とする理由」に訂正した上で使用）を作成の上、所長の決裁を仰ぐ。

4 留保中の手続等

- (1) 担当審判官は、留保事件について、常に訴訟、相互協議等の推移を確認し、適時に留保の基となる事項の現状を把握するとともに、留保の解除の可否を検討するほ

か、それぞれの時点で可能な調査及び審理に努めなければならない。

- (2) 担当審判官は、留保事件について確認した事項等については、「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」の「記事」欄に記載した上で、担当部長審判官の確認を仰ぐ。
- (3) 担当審判官は、査察等事件につき調査及び審理を留保している場合において、請求人から事件審理の促進について申出があった場合又は不作為の違法確認の訴えの提起があると見込まれる場合は、原処分庁に答弁書の提出を督促する。
なお、査察等事件における答弁書の内容は、公訴の進行状況により、科目、金額及び抽象的な説明程度の原処分庁の主張としては不十分な記載にとどまる場合があるが、検察官が公訴の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、上記の記載の程度にとどまるものであってもやむを得ないものとすることに留意する。
- (4) 担当審判官は、請求人から審理の促進について申出があった場合には、審理が遅れる事情を説明する。
- (5) 留保事件について、担当審判官等又は分担者の変更が必要な事由が生じた場合には、第4章第3節（担当審判官等又は分担者の変更等）の定めに基づき、遅滞なく担当審判官等又は分担者の変更の手続を行う。

5 留保の解除

(1) 解除事由

担当審判官は、次に掲げる留保事件の種別に応じ、それぞれ次に掲げる事由が生じた場合には、速やかに留保を解除する。

イ 前記1(1)の①に該当するものとして留保した事件

当該書類等について閲覧又は写しの入手が可能となった場合など、調査及び審理ができることとなったと認められる場合

ロ 前記1(1)の②に該当するものとして留保した事件

当該判決の確定又は和解の成立等があったことを知った場合

△ 留保事件に係る第一審判決の言渡しがあった場合には、判決の確定を待たないで証拠の収集、事実の解明等留保の解除が可能かどうかについて、十分検討することに留意する（後記ニにおいて同じ。）。

ハ 前記1(2)に該当するものとして留保した事件

当該相互協議の結果が出たことを知った場合

ニ 前記1(3)又は(4)に該当するものとして留保した事件

当該判決の確定又は和解の成立等があったことを知った場合

ホ 前記1(5)に該当するものとして留保した事件

当該不服申立てに対する決定又は裁決等がされたことを知った場合

ヘ その他の事件

その他、請求人から裁決をしてほしい旨の要請があった場合において、その要請に理由があり、留保を解除することが相当と認められる場合など、担当部長審判官が留保を解除することを相当と認める場合

(2) 解除の手続

イ 担当審判官は、留保を解除することを相当と認めた場合には、「審理留保事件の進

行管理カード（事務計画指針6号様式）」に、例えば、判決書の写し、和解調書の写しその他の関係書類を添付して、所長の決裁を経た上で、管理係に回付する。

管理係の担当者は、回付を受けた「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」に基づき「審査請求事件整理簿（38号）」の「摘要」欄に留保を解除した旨及び解除年月日を記載した後、当該「審理留保事件の進行管理カード（事務計画指針6号様式）」を担当審判官に返戻する。

- 担当審判官は、「計画表」の「備考」欄に、「○年○月○日留保解除」と記載し、「事件処理経過表（23号）」及び「事績表」に留保の解除年月日、留保を解除する事由等を記載する。
- ハ 留保の解除の決裁を了した場合には、担当審判官は、適宜の方法により審理関係人に対して留保を解除した旨を説明した上で、調査及び審理を続行する。